

第 3 編

犯罪被害の申告及び不申告の理由

第1章 総説

1 犯罪被害の申告及び不申告の理由を調査する意義

第1編で述べたように、犯罪被害実態（暗数）調査は、警察等に申告されなかった（不申告）の犯罪被害について調査することによって、犯罪の実像を解明しようとするものである。この不申告となった犯罪被害の数が、暗数である。公的統計との関係では、警察等の認知件数と実際に発生した犯罪被害の件数との差（不申告犯罪被害数）が暗数となって表される。調査では、どのような理由によって暗数が発生するのか（犯罪被害暗数化の要因）についての手がかりを得るため、犯罪被害態様別に、警察等に①申告した理由と②申告しなかった理由について調査した。回答方式は、無制限の複数選択である。

これらの中で、被害の不申告理由は、正に暗数発生の根拠を探求する上で極めて重要であり、他方、被害の申告理由についても、実際に、その申告理由が、申告を受けた関係機関等によって充足されたか否かが被害者対策の充実策を検討する上で重要である。申告理由が充足されなかった場合、次の被害発生に際して、不申告に転じて暗数化を拡大したり、場合によっては当該被害態様について自力救済を助長する可能性があるからである。そこで、後者については、犯罪被害を申告した回答者について、さらに捜査機関の対応の満足度と不満な場合の理由を被害態様別に調査した。

2 犯罪被害申告の理由

犯罪被害の申告理由を概観すると、①「奪われたものを取り戻すため」、②「犯人検挙・処罰」及び③「再発防止」が上位を占めている。

これらの犯罪被害者のニーズに対する、捜査機関の対応の満足度を見ると、いずれの被害態様においても、満足との回答が、おおむね50.0%を超えている。しかし、消費者詐欺のように、不満足（45.5%）が満足（36.4%）を上回っている例、性的事件のように、満足と不満足が同率（50.0%）の例も見られる。

不満足である理由として最も多く見られたのは、①「十分な対処をしてくれなかった」、②「加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった」であり、③「自分の受けた損害を回復してくれなかった」、④「十分な経過通知をしてくれなかった」とする例等も少なからず見られた。それゆえ、捜査機関等に対する期待が高い被害者ニーズについては、充足されなかった場合の不満も高い傾向がうかがえる（捜査機関の対応の満足度及び不満足の原因の詳細については、第5編に収録した基礎集計表の被害態様ごとの集計を参照されたい。）。

3 犯罪被害不申告の理由

他方、犯罪被害不申告の理由を見ると、①被害の重大性に乏しい（被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」）ことを理由とするものが、いずれの態様の犯罪被害についても多く見られ、②犯人検挙や被害回復へのあきらめを示す「捜査機関は何もできない／証拠がない」がそれに続いている。

以下では、第2章において、犯罪被害を申告した理由について、まず、第1節で、申告理由別に傾向等の分析を行い、続いて、第2節において、被害態様別に、犯罪被害を申告した理由を検討した。犯罪被害を申告した理由別の分析（第1節）では、申告理由ごとに被害態様別の申告率の比較が可能であり、他方、被害態様別の申告理由の分析（第2節）では、前記のように、特定の犯罪被害に関する被害者ニーズの重点がどこにあるのかを把握する上で参考になる。

続いて第3章において、犯罪被害を申告しなかった理由について、第2章と同様に、第1節における理由別の分析に続いて、第2節において被害態様別の分析を行った。

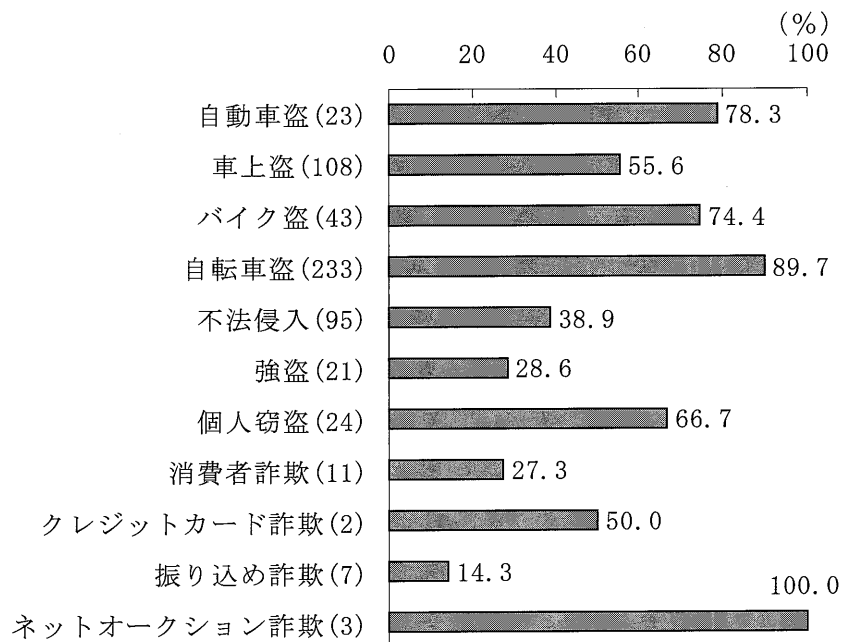
第2章 犯罪被害を申告した理由

第1節 犯罪被害を申告した理由別の分析

1 奪われたものを取り戻すため

世帯犯罪被害である乗り物関係の窃盗及び個人犯罪被害である個人に対する窃盗（定義については、第2編第2章冒頭参照。）において、奪われたものを取り戻すという原状回復が申告理由として多く見られ、自転車盗では89.7%に達している。また、詐欺では、近時見られることが多くなったネットオークション詐欺について、実数は少ないものの全員（100%）が原状回復を望んでいた（この場合、詐取されたネットオークション出品物の回復又は詐取された対価である金銭的被害の回復も含まれていると考えられる。3-2-1-1-1図）。

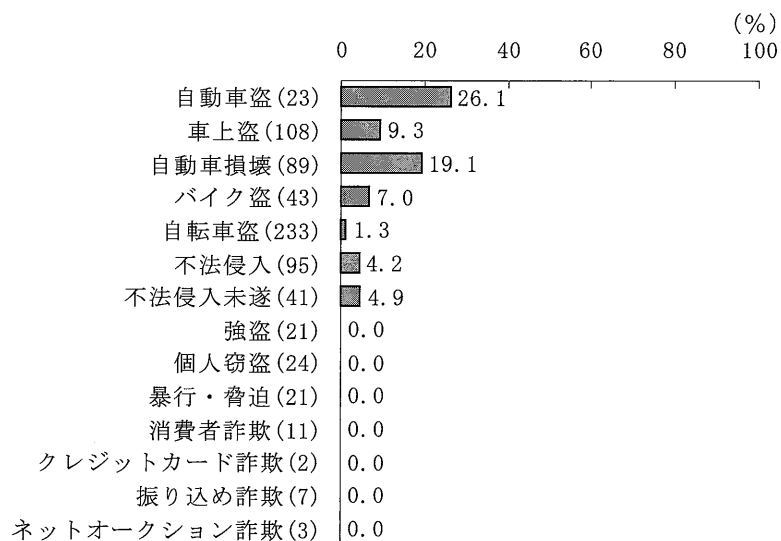
3-2-1-1図 奪われたものを取り戻すため



2 保険金を得るため

保険加入が一般的と思われる自動車及びバイクの窃盗及び自動車損壊の被害について、この理由が見られるほか、住宅に関する保険の対象となる不法侵入及びその未遂の被害についても、一定比率この理由が見られた（3-2-1-2図）。

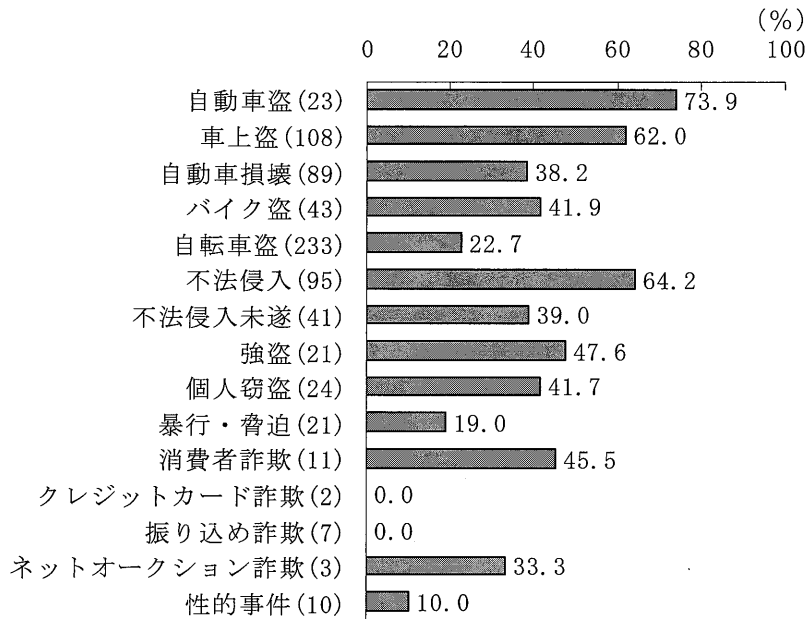
3-2-1-2 図 保険金を得るため



3 届け出についての規範的理由

「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」という、届け出についての市民の規範的理由については、世帯犯罪被害としての自動車盗及び車上盗並びに不法侵入被害については、いずれも6割を超える回答者が理由として選択した。それ以外の被害態様では、世帯犯罪被害では、バイク盗及び自動車損壊並びに不法侵入未遂被害に関して、ほぼ4割の回答者が選択しているほか、個人犯罪被害は、強盗、消費者詐欺及び個人に対する窃盗の被害者の4割を超える回答者が理由として選択した。他方、暴行・脅迫、性的事件においてこれを選択した者の比率は低く、近時、社会問題化している振り込め詐欺については、まったくいないなど、個人犯罪被害については、被害態様による相違が大きい傾向が見られた(3-2-1-3 図)。

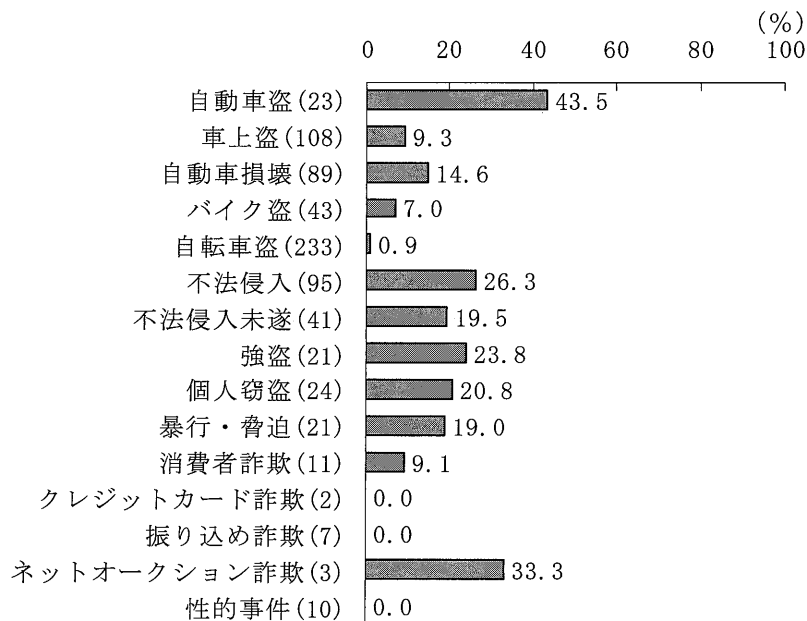
3-2-1-3 図 届け出についての規範的理由



4 重大な事件だから

世帯犯罪被害である自動車盗では、比較的多い回答者が選択した（43.5%）ほか、不法侵入・同未遂でも4分の1前後の者が選択した。それ以外は、個人犯罪被害において、ネットオークション詐欺、強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫において、2～3割前後間被害者が届け出理由として選択した（3-2-1-4 図）。

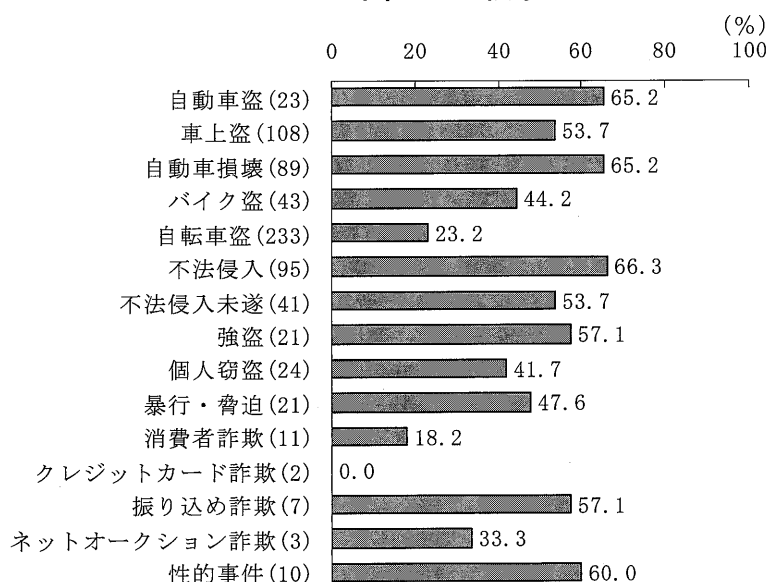
3-2-1-4 図 重大な事件だから



5 犯人検挙・処罰

自転車盗，消費者詐欺，クレジットカード詐欺，ネットオークション詐欺以外の犯罪被害において，約4割から6割前後と，他の届け出理由と比べて比較的多くの者が，犯人検挙・処罰を届け出理由としている。また，性的事件については，重大な事件だからという理由で届け出をした者は無かったが（3-2-1-4図），「犯人検挙・処罰」については60.0%の者が，次に述べる「再発防止」については90.0%の者が届け出の理由としている点が注目される（3-2-1-5図）。

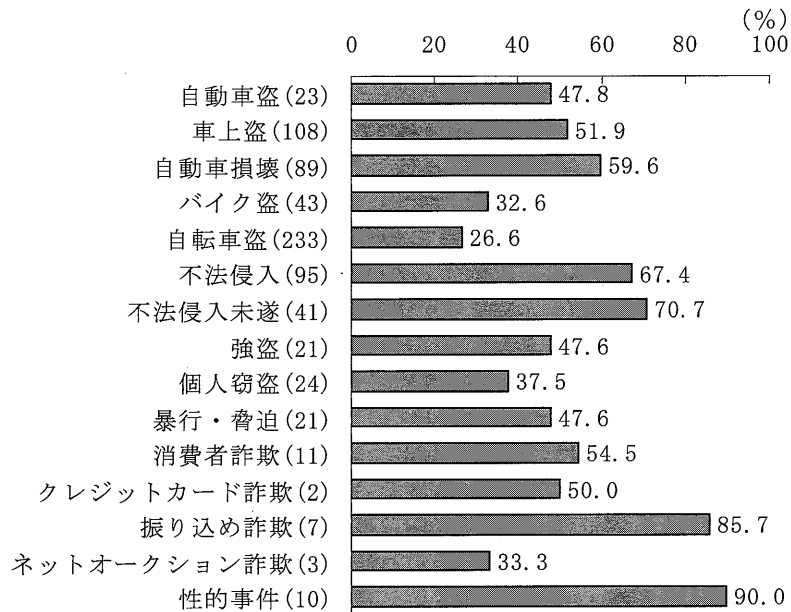
3-2-1-5図 犯人検挙・処罰



6 再発防止

すべての届け出理由の中で，比率において最も多く選択された回答肢である。実数は少ないものの，性的事件について90.0%，近時，大きな社会問題となっている振り込め詐欺について85.7%の被害者が，この理由を選択した（3-2-1-6図）。前記3「届け出の規範的理由」については，選択が多くなかったものの，再発防止を選択した者が多かったのは，自分が体験したのと同じ被害の再発を予防したいという市民の公德心の表れとも考えられ，実質的に犯罪予防・治安維持に協力しようとする市民の姿勢もうかがわれる。

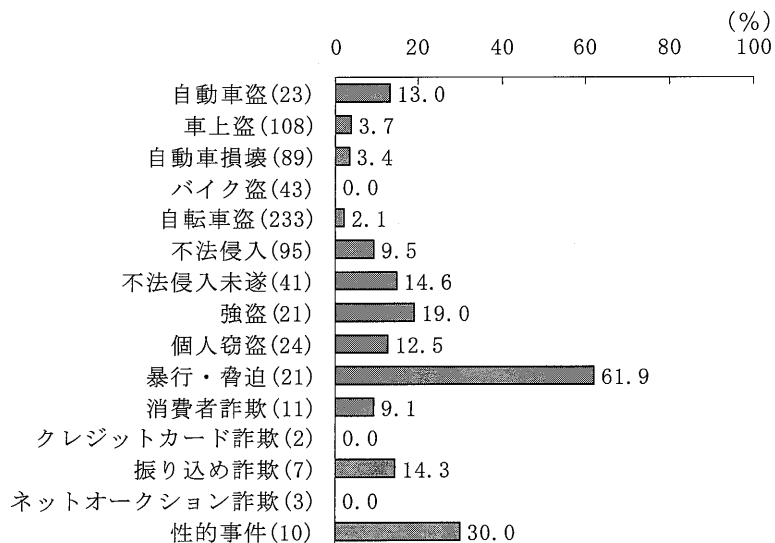
3-2-1-6 図 再発防止



7 助けを求めるため

暴行・脅迫の被害についてこの理由が群を抜いて多く (61.9%)、性的事件がそれに続いているが(30.0%)、それ以外の被害態様においては、あまりこの理由に該当する例は見られなかった。推測される理由としては、これらの2つの被害態様については、現実の加害行為が継続しているか(乗り物内での痴漢、職場等でのセクハラ等)、加害者を知っていて、被害が繰り返して起こることが予想される場合(ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力)、高齢者虐待、セクハラ等)が含まれているからではないかと思われる(3-2-1-7 図)。

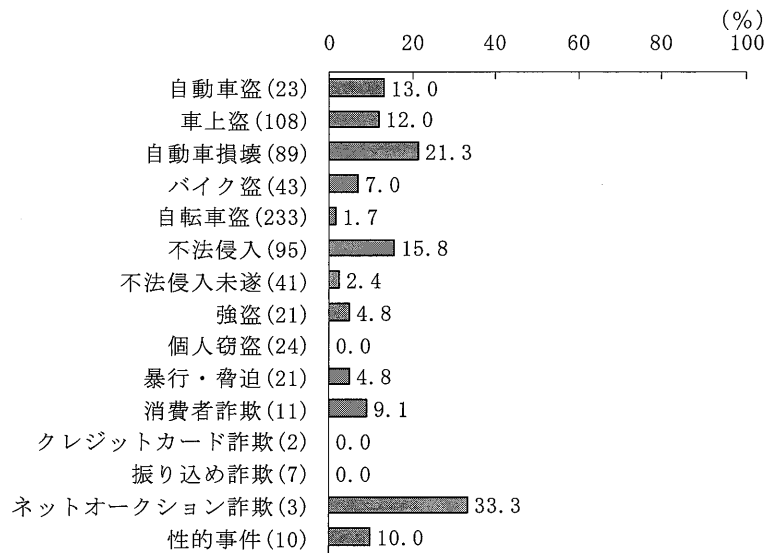
3-2-1-7 図 助けを求めるため



8 犯人からの弁償を得るため

ネットオークション詐欺（33.3%）と自動車損壊（21.3%）以外、ほとんど選択されなかった被害の届け出理由である。クレジットカード詐欺については、被害者に重大な過失のないカード情報の第三者による悪用は保険の対象となることから捜査機関へこの理由によって被害を申告する必要性は低いが、ネットオークション詐欺については、このような被害填補の方法がないため、実数は少ないものの、このようにニーズが高まる要因があると推測される（3-2-1-8図）。

3-2-1-8図 犯人からの弁償を得るため



第2節 被害態様別の被害申告理由の分析

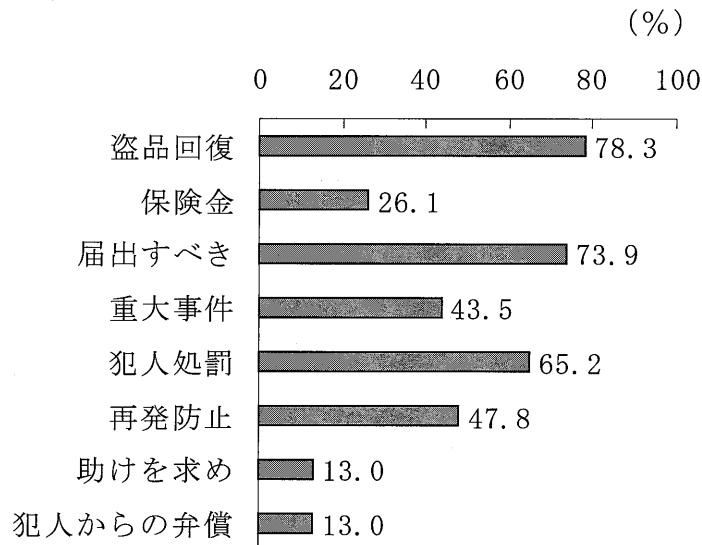
第1節とは視点を変えて、ここでは、それぞれの被害態様ごとに、どのような理由が被害申告の根拠となっているかについて、被害態様別の特徴等を検討する。

なお、本節において、図の表題の右横に掲げたカッコ内の数字は、当該被害に関して回答した者の数である。

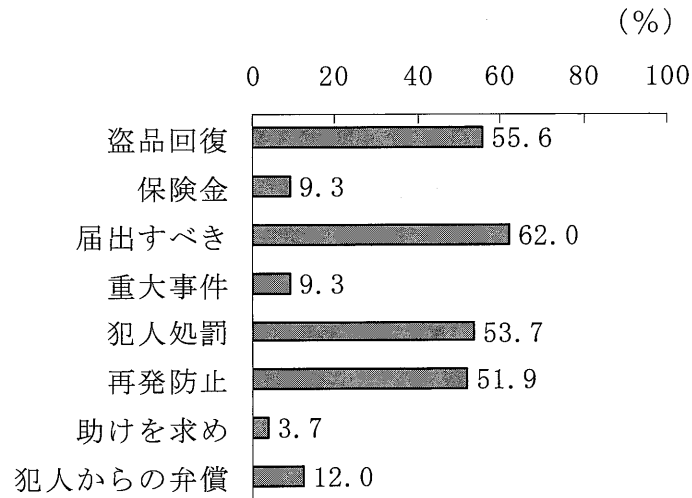
1 自動車関係の被害

自動車盗、車上盗及び自動車損壊という自動車関係の3つの被害については、共通して、原状回復、届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止が上位を占めており、いずれも高い比率である。自動車盗については、重大な事件だからという点も、自動車の資産価値に照らして、大きな届け出の要因となっていると考えられる（車上盗及び自動車損壊については、重大な事件だからという理由の選択者は少ない。）（3-2-2-1図から2-3図）。

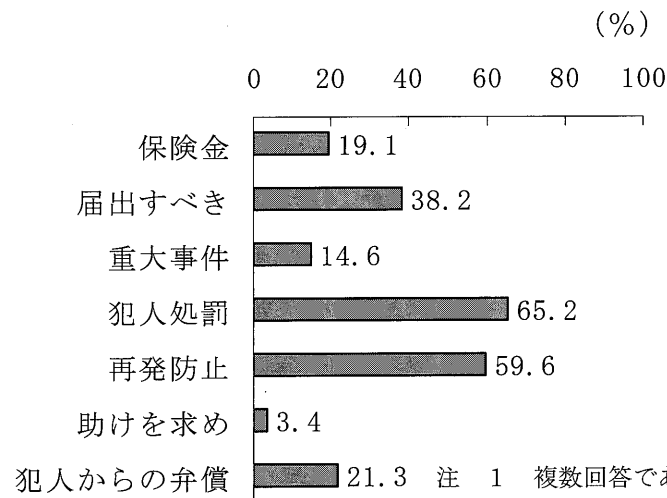
3-2-2-1図 自動車盗（23）



3-2-2-2 図 車上盗 (108)



3-2-2-3 図 自動車損壊 (89)



注 1 複数回答である。

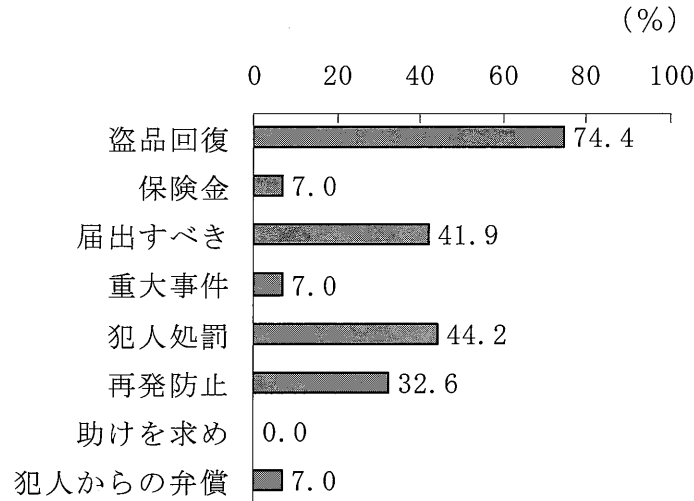
注 2 「その他」、「わからない」を除く。

注 3 態様によって調べている理由は異なる。

2 バイク盗

バイク盗についても、バイクの資産価値などから、ほぼ自動車関係の被害者と同じ原状回復、届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止が届け出の主たる理由となっている (3-2-2-4 図)。

3-2-2-4 図 バイク盗（43）

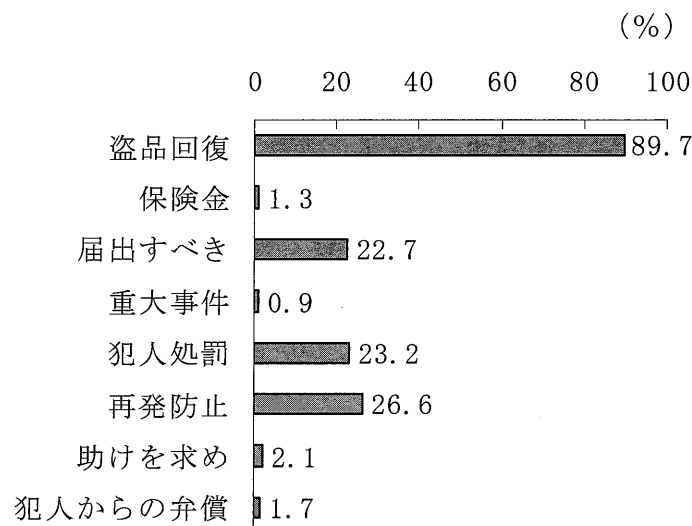


注 1 複数回答である。
 2 「その他」、「わからない」を除く。

3 自転車盗

同じ乗り物関係の被害でも、自転車盗は、他の被害と異なり、原状回復が89.7%と圧倒的に高い届け出理由となっているが、届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止については2割程度と低い選択率になっている。自転車盗については、保険による補填が期待できないのが通常であること、日常的に使用している足を失う利便性上の問題などが、原状回復ニーズを高めているものと推測される（3-2-2-5 図）。

3-2-2-5 図 自転車盗（233）

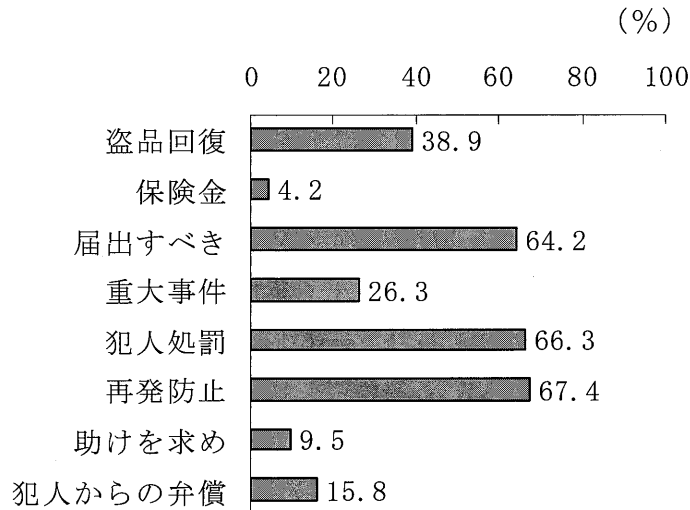


注 1 複数回答である。
 2 「その他」、「わからない」を除く。

4 不法侵入・同未遂

届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止が、不法侵入・同未遂に共通して多く選ばれており、不法侵入については、実際に窃盗の被害に遭ったことも、届け出の要因となっている。居宅や事務所等、生活や仕事の基礎となる場所に対する侵害行為に対して、検挙・処罰及び再発防止のニーズが高まることは自然な傾向であると考えられる（3-2-2-6図から2-7図）。

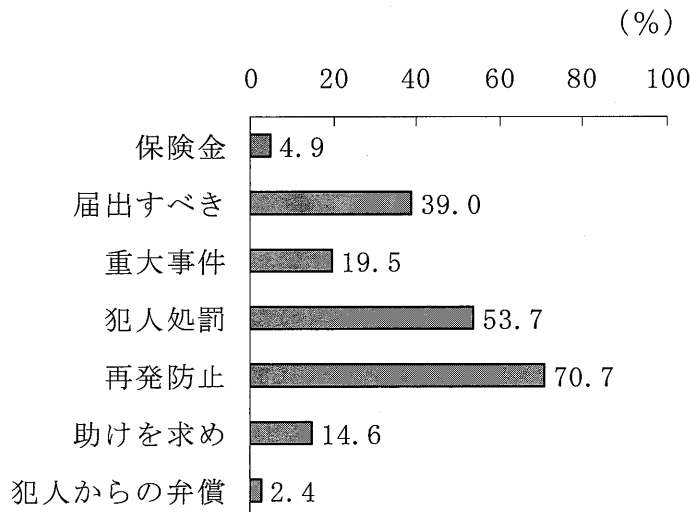
3-2-2-6図 不法侵入 (95)



注 1 複数回答である。

2 「その他」, 「わからない」を除く。

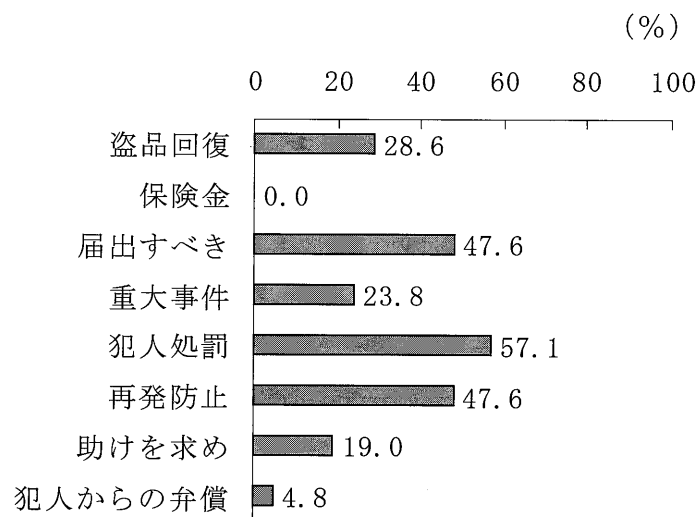
3-2-2-7図 不法侵入未遂 (41)



5 強盗及び個人に対する窃盗

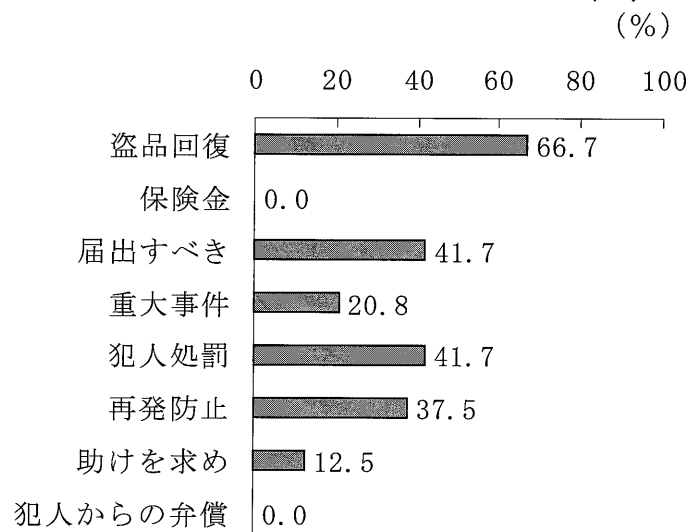
届け出についての市民の規範的理由、犯人検挙・処罰、再発防止については、強盗及び個人に対する窃盗に共通して選択されることが多い届け出の理由となっているが、原状回復については、強盗が28.6%と比較的低いものに対して、個人に対する窃盗では66.7%と他の理由と比較して最も高い理由となっており、同じ個人の財産を対象とした犯罪被害であっても、被害者側の意識にはかなり違いがあることが分かる（3-2-2-8図から2-9図）。

3-2-2-8図 強盗 (21)



- 注 1 複数回答である。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

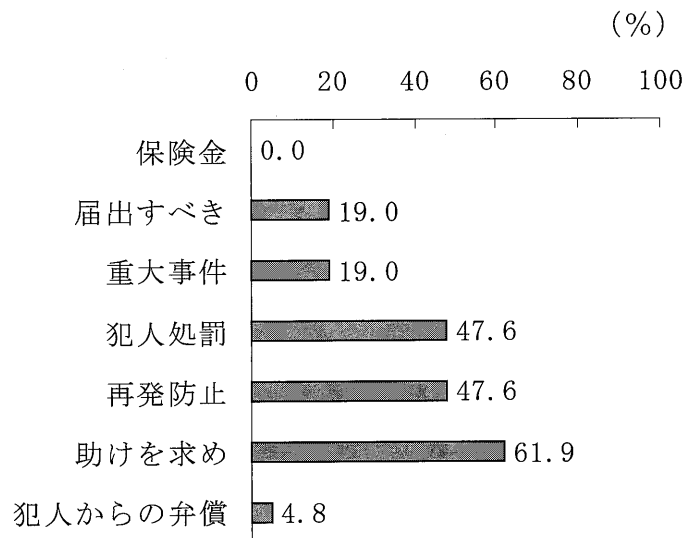
3-2-2-9図 個人に対する窃盗 (24)



6 暴行・脅迫

大きな特徴は、助けを求める者が61.9%と、他の犯罪被害に比べて突出して高い届け出理由となっていることである。また、犯人検挙・処罰及び再発防止も比較的多く選択されている。暴行・脅迫については、被害が続いているか、被害発生又は再発の要因が目前にある場合が少なくないと考えられることから、それが、捜査機関等に助けを求める大きな要因となっていると思われる（3-2-2-10図）。

3-2-2-10図 暴行・脅迫 (21)



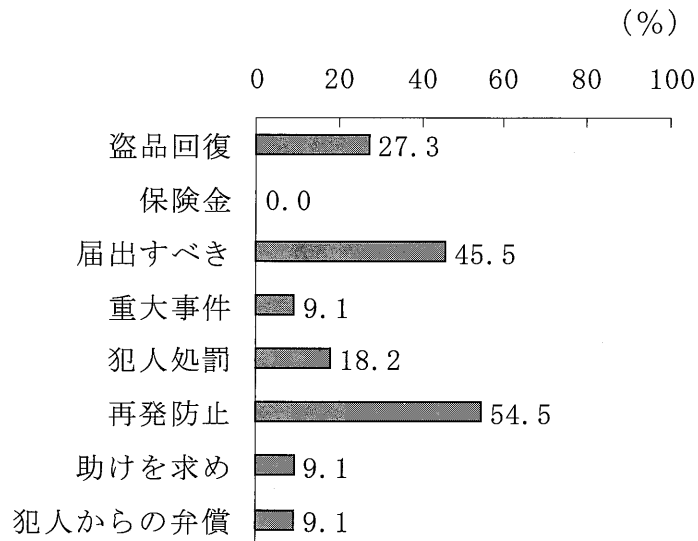
注 1 複数回答である。

2 「その他」、「わからない」を除く。

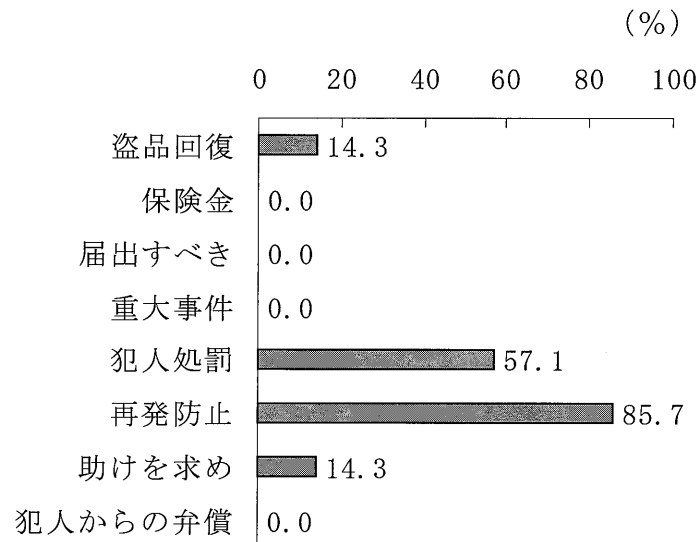
7 詐欺

詐欺被害の態様によって、被害者の届け出理由に特徴が見られる。消費者詐欺では、被害の規模が広範にわたることもあり得る関係で、届け出についての市民の規範的理由及び再発防止が主要な届け出理由となっており、振り込め詐欺では、再発防止が群を抜いて多い届け出理由となっているほか、悪質な行為に対する怒りも反映して、犯人検挙・処罰を選択した者が多い。ネットオークション詐欺では、数は少ないながらも、原状回復を届け出理由とする者が際だって多い（100%）。なお、クレジットカード詐欺については、実数で2名に留まるため、被害態様別届け出理由の傾向分析は省略した（3-2-2-11図から2-13図）。

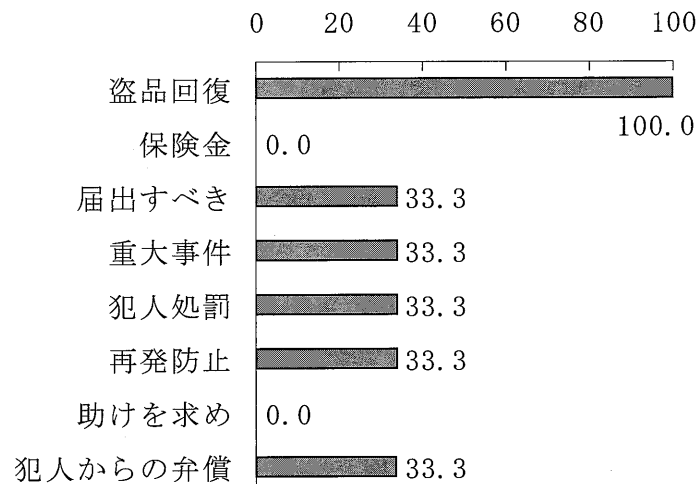
3-2-2-11図 消費者詐欺（11）



3-2-2-12図 振り込め詐欺（7）



3-2-2-13図 ネットオークション詐欺 (3)
(%)

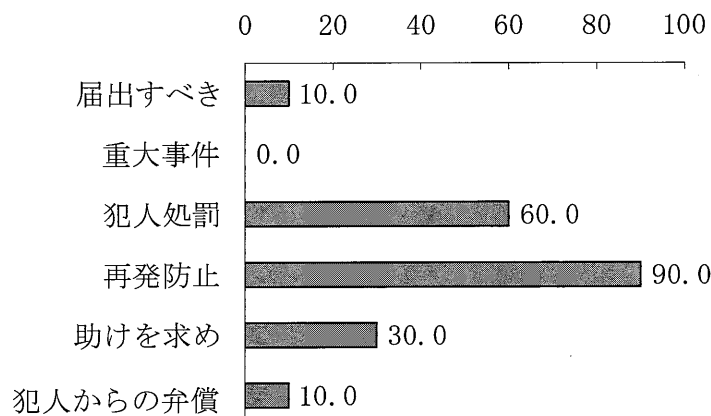


- 注 1 複数回答である。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

8 性的事件

特徴的なのは、他の被害態様と比べて、再発防止が90%と極めて高い選択理由となっていることである。また犯人検挙・処罰も60%の者が選択しているほか、暴行・脅迫と同じく、被害の継続性・緊急性が推測される場合、30%の者が助けを求めるために届け出をしている (3-2-2-14図)。

3-2-2-14図 性的事件 (10)
(%)



- 注 1 複数回答である。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。

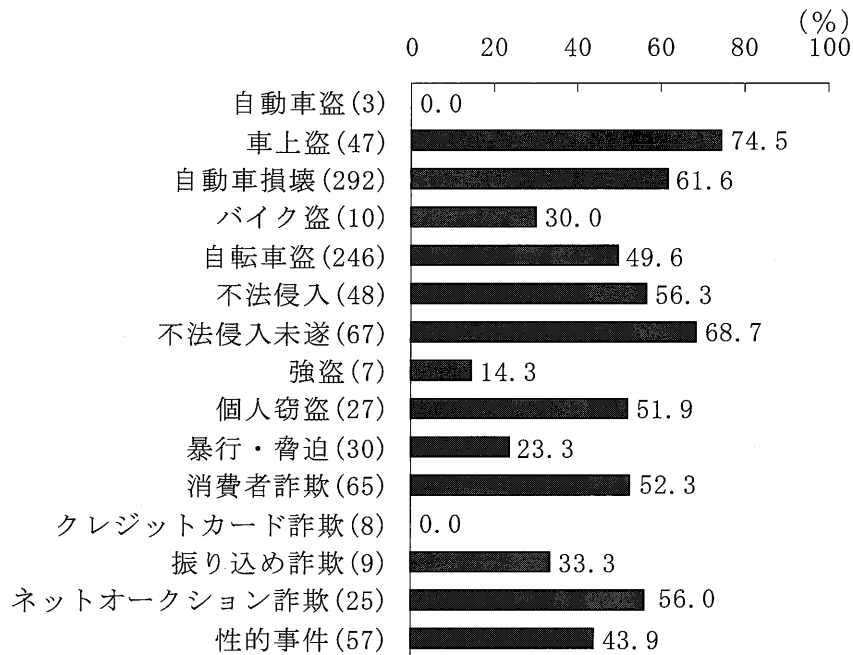
第3章 犯罪被害を申告しなかった理由

第1節 犯罪被害不申告の理由別分析

1 被害の重大性

不申告理由の中では、最も多く選択された回答は、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」を理由とするものである。強盗及び暴行・脅迫の被害においてこの理由を選択した者の比率が低いので、それ以外の被害については、比較的軽微な被害を受けた場合に関して、この理由が選択されたものと推測される（3-3-1-1図）。

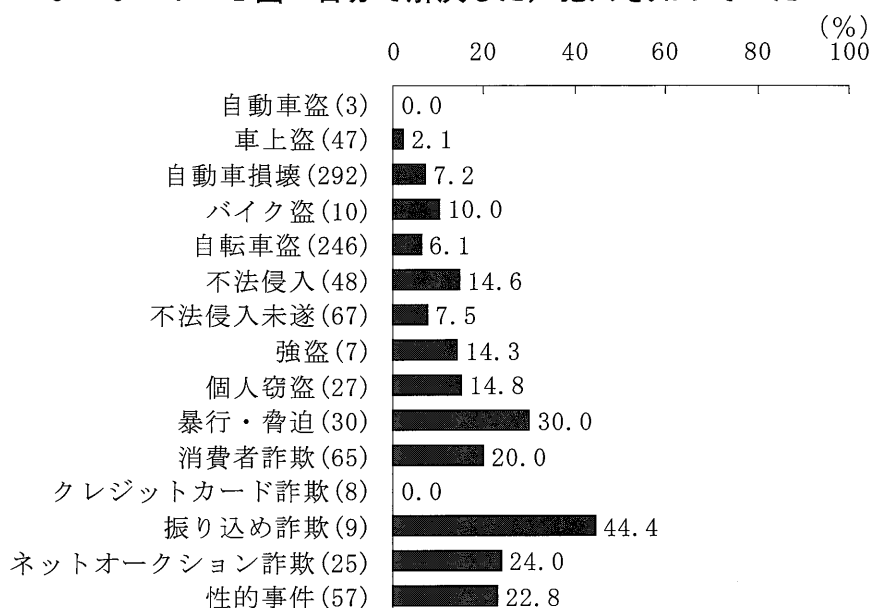
3-3-1-1図 被害の重大性



2 自分で解決した／犯人を知っていた

振り込め詐欺及び暴行・脅迫においてこの理由を選択した者の比率が、他の被害態様に比べて高い（3-3-1-2図）。暴行・脅迫については、身近な者からの被害の場合に、この理由に該当すると解釈する余地があるが、振り込め詐欺については、その詳細は推測不能である。

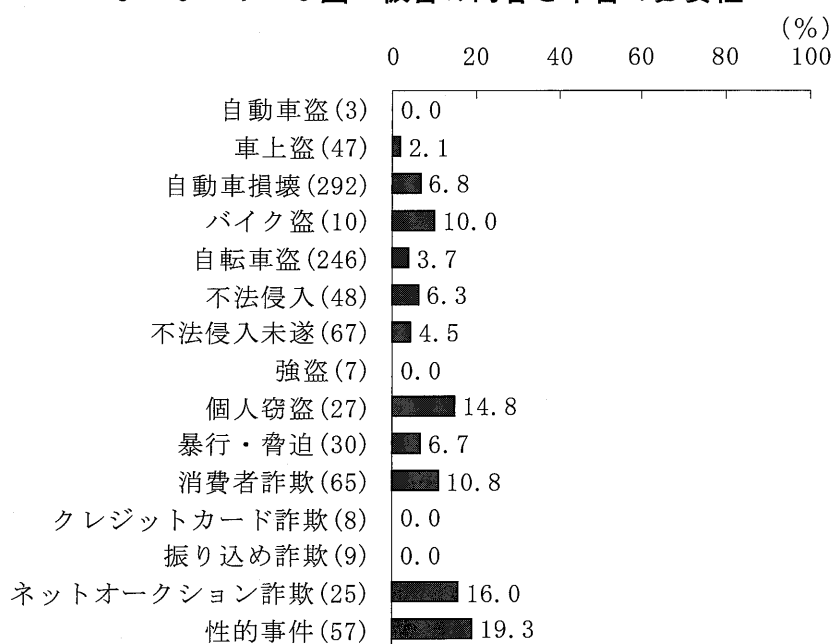
3-3-1-2 図 自分で解決した／犯人を知っていた



3 被害の内容と申告の必要性

「捜査機関には向かない問題だった／捜査機関は必要ない」とする選択肢で、性的事件、ネットオークション詐欺、個人に対する窃盗において、他の被害と比較して、ある程度の比率で選択した者が見られる。性的事件については、被害者のプライバシーに関する配慮も働いていると推測される（3-3-1-3 図）。

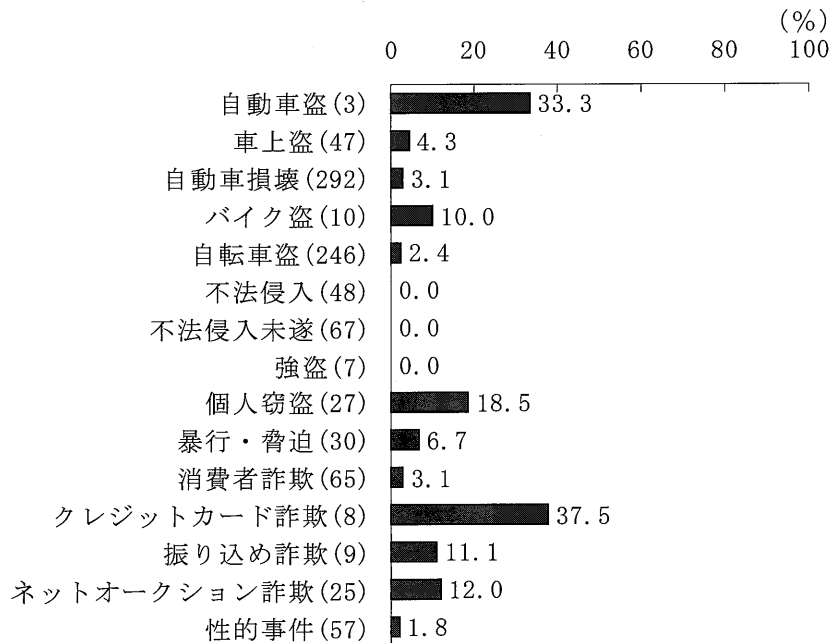
3-3-1-3 図 被害の内容と申告の必要性



4 代わりに別の機関に知らせた

クレジットカード詐欺に関しては、カード会社の窓口等専門の対応機関に通報したものと推測される。自動車盗に関しては、保険会社への通報とともに、盗難証明の関係で捜査機関への通報は不可欠であるため、本来は、捜査機関に全く不申告であることは考えにくい（3-3-1-4図）。

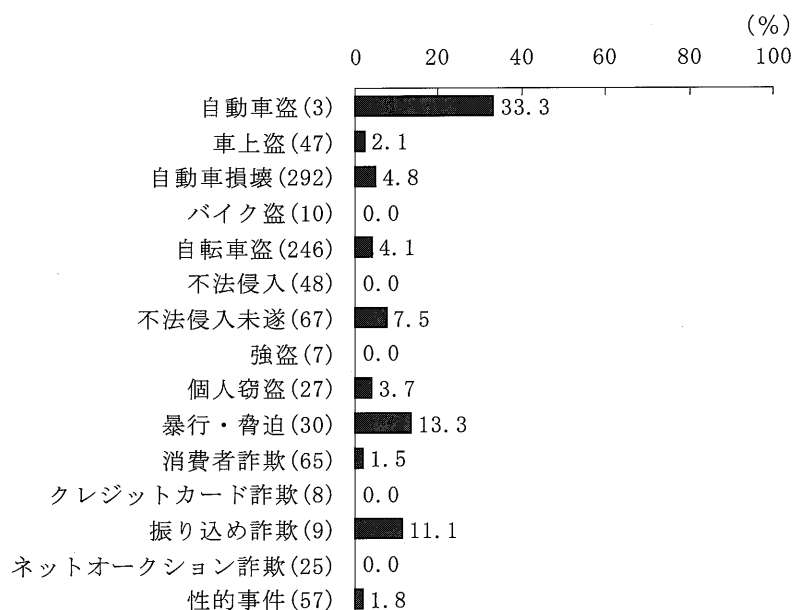
3-3-1-4図 代わりに別の機関に知らせた



5 家族が解決した

自動車盗，暴行・脅迫，個人に対する窃盗等について一定比率見られるが，多くはない（3-3-1-5図）。

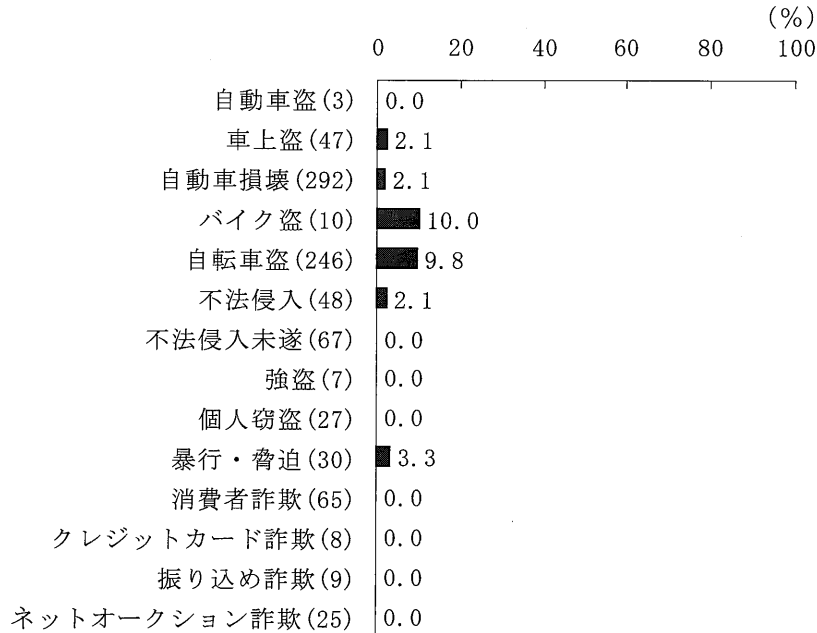
3-3-1-5図 家族が解決した



6 保険に入っていない

バイク盗及び自転車盗についてある程度の者が選択している以外、特徴的な傾向は見られなかった（3-3-1-6図）。

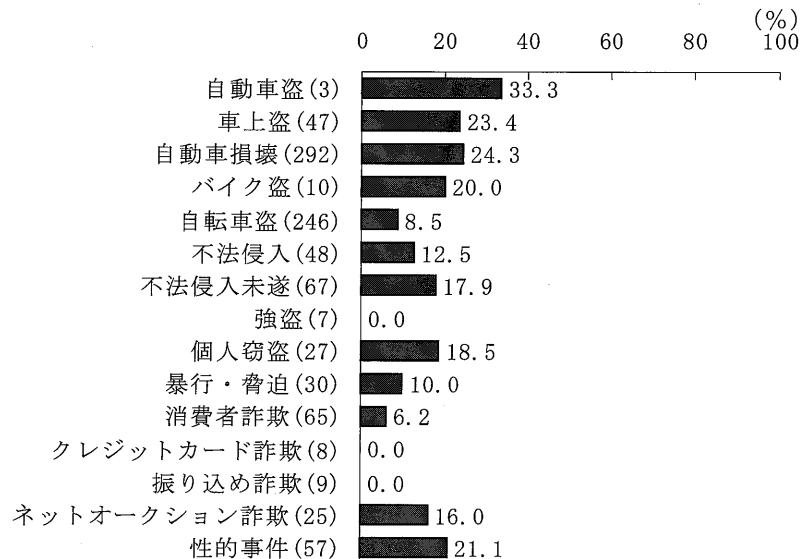
3-3-1-6図 保険に入っていない



7 捜査機関は何もできない／証拠がない

犯人検挙・被害回復へのあきらめを示すもので、被害者自身が、事件として立件することの困難性を自ら判断して、不申告としたものと思われる。「自分で解決した／犯人を知っていた」と並んで、多くの被害態様において選択された不申告の理由である（3-3-1-7図）。

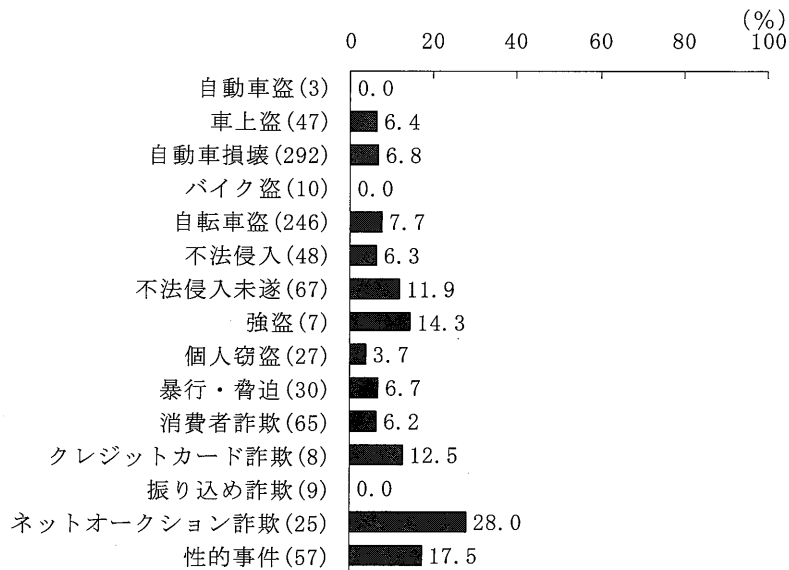
3-3-1-7図 捜査機関は何もできない／証拠がない



8 捜査機関は何もしてくれない

本項の総説で述べたように、捜査機関への信頼感の低さを理由とするものである。一部の被害を除いて、全般的にいずれの被害においても見られる。ネットオークション詐欺と性的事件について、他の種類の被害と比べて選択した者が多くなっている（3-3-1-8図）。ちなみに、前回（2004年調査）の調査結果に関する不法侵入被害についての諸外国との比較では、調査対象30か国の平均で、この理由の選択率は20%となっているが（研究部報告39号，2008，表15，p.66参照。），今回（2008年）の日本の調査結果では、6.3%となっている。

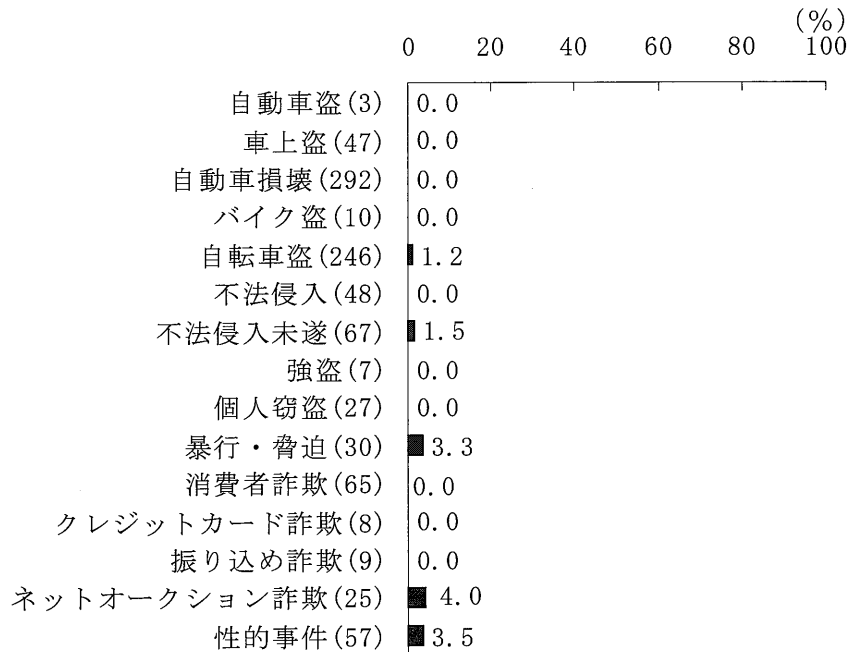
3-3-1-8図 捜査機関は何もしてくれない



9 捜査機関に対する忌避・嫌悪

「捜査機関が怖い／嫌い／捜査機関に関わってほしくない」を理由とする不申告であるが、日本では、諸外国と異なり、あまり例が見られない（3-3-1-9図）。

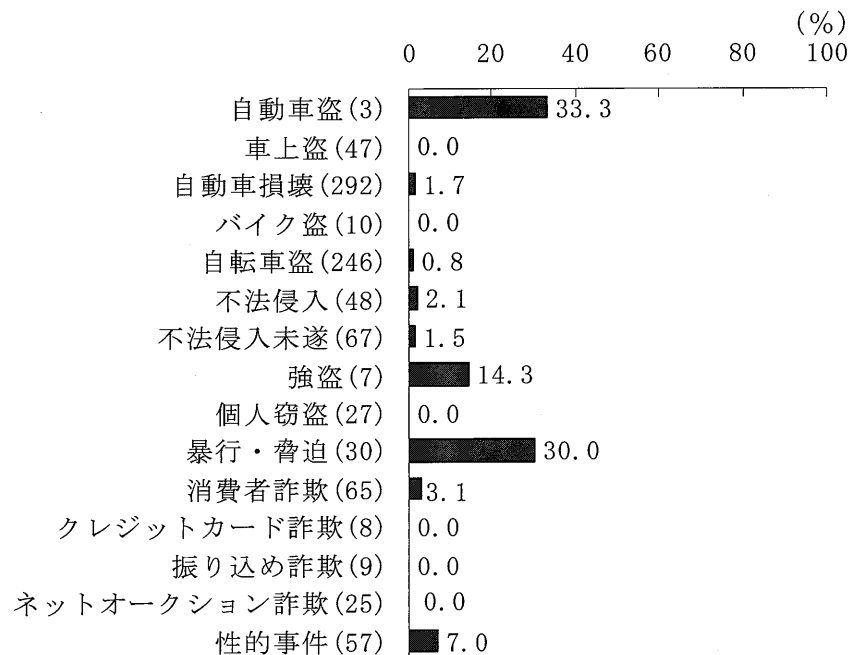
3-3-1-9 図 捜査機関に対する忌避・嫌悪



10 申告の積極的回避

「(復讐の恐れから) あえてしない」を理由とする不申告で、暴行・脅迫、強盗、性的事件については、いずれも個人被害で、かつ、加害者と面識があったり、加害者の顔を見ていたりする場合などに生じる理由の一つと考えられる(3-3-1-10図)。

3-3-1-10 図 申告の積極的回避



第2節 被害態様別の被害不申告理由の分析

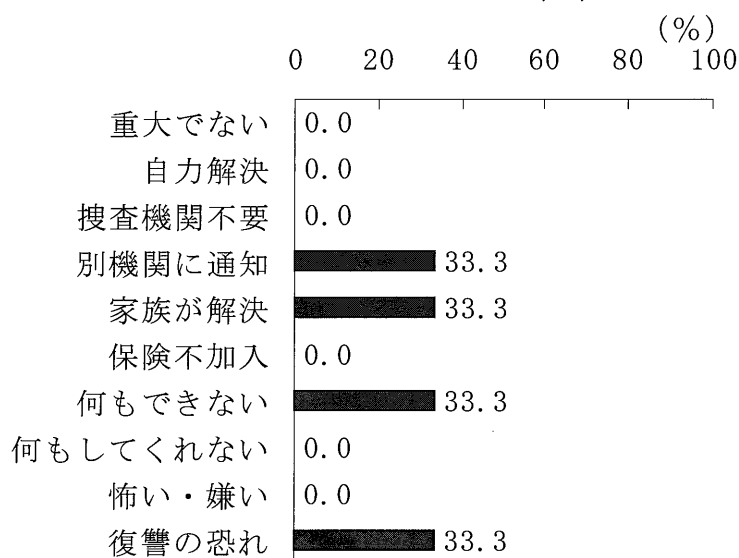
第1節とは視点を変えて、ここでは、それぞれの被害態様ごとに、どのような理由が被害を申告しない根拠となっているかについて、被害態様別の特徴等を検討する。

なお、本節において、図の表題の右横に掲げたカッコ内の数字は、当該被害に関して回答した者の数である。

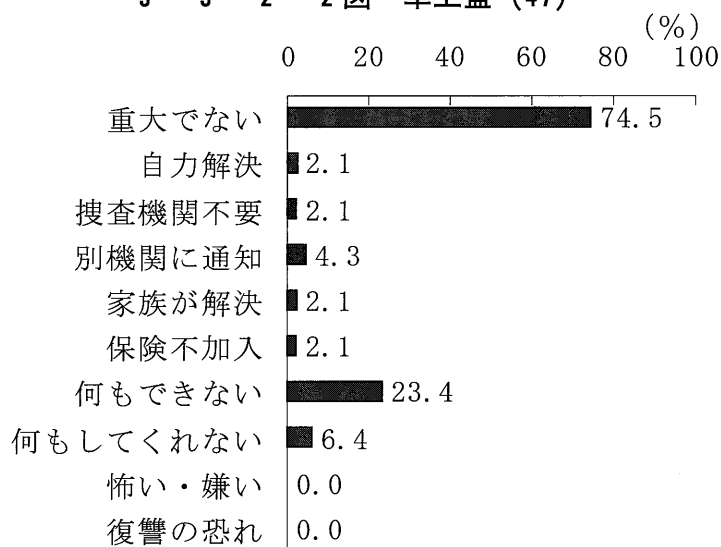
1 自動車関係の被害

自動車盗、車上盗及び自動車損壊という自動車関係の3つの被害については、共通して、「捜査機関は何もできない／証拠がない」が一定の比率で選択されていた。また、車上盗及び自動車損壊については、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」を理由とするものが高い比率を占めた（3-3-2-1図から2-3図）。

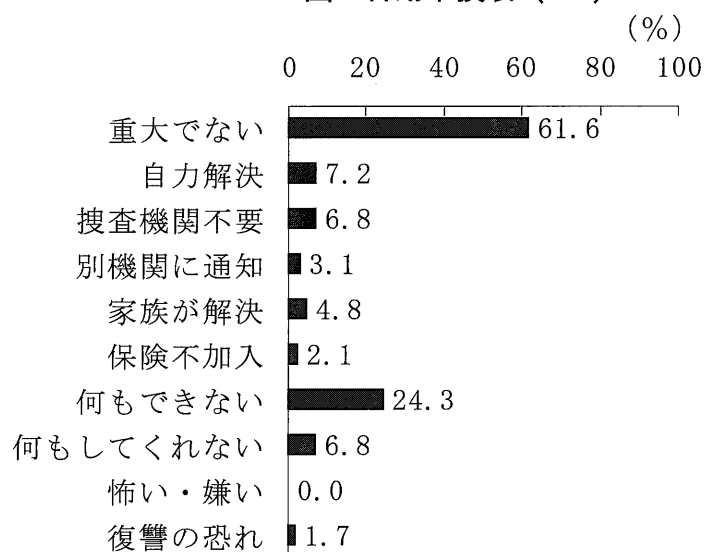
3-3-2-1図 自動車盗（3）



3-3-2-2 図 車上盗 (47)



3-3-2-3 図 自動車損壊 (292)

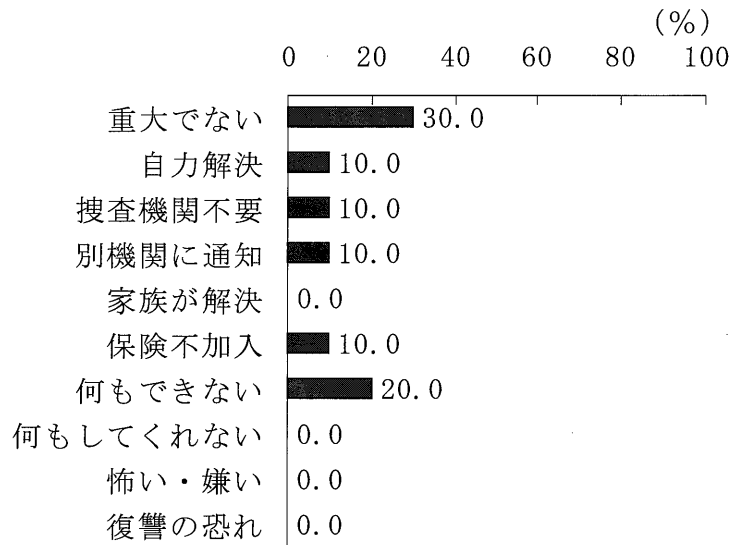


- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

2 バイク盗

バイク盗についても、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」及び「捜査機関は何もできない／証拠がない」が一定の比率で選択された(3-3-2-4 図)。

3-3-2-4 図 バイク盗 (10)

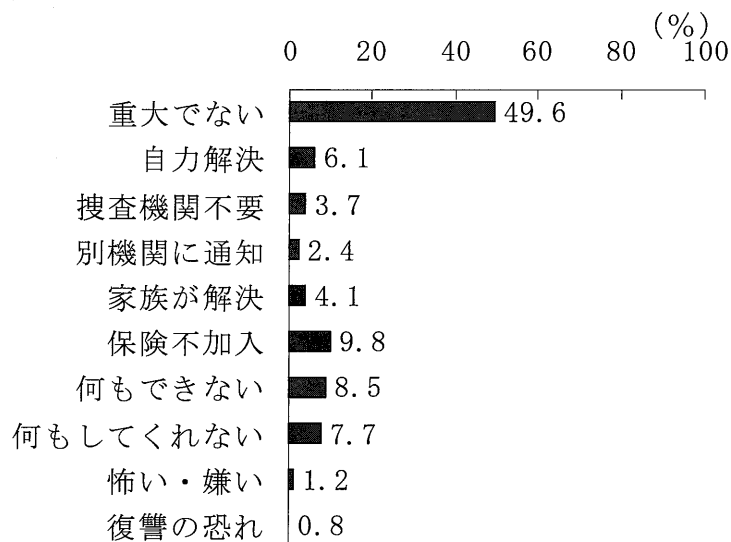


注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。

3 自転車盗

同じ乗り物関係の被害でも、自転車盗は、他の被害と異なり、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が、他の被害に比べて高い比率で選択された（3-3-2-5 図）。

3-3-2-5 図 自転車盗 (246)

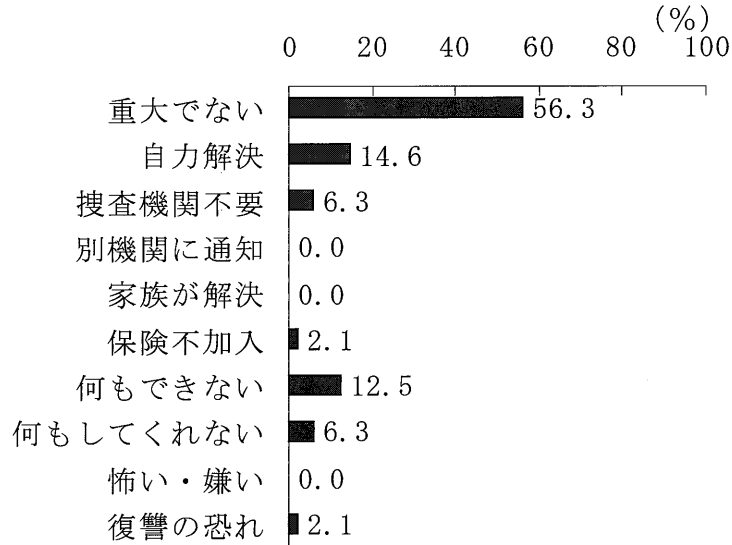


注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。

4 不法侵入・同未遂

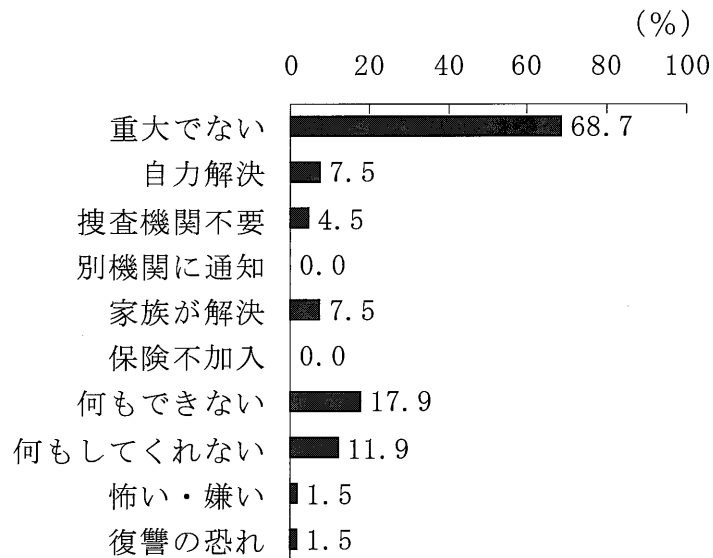
被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が、不法侵入・同未遂に共通して被害不申告の理由として多く選ばれている（3-3-2-6図から2-7図）。

3-3-2-6図 不法侵入 (48)



- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

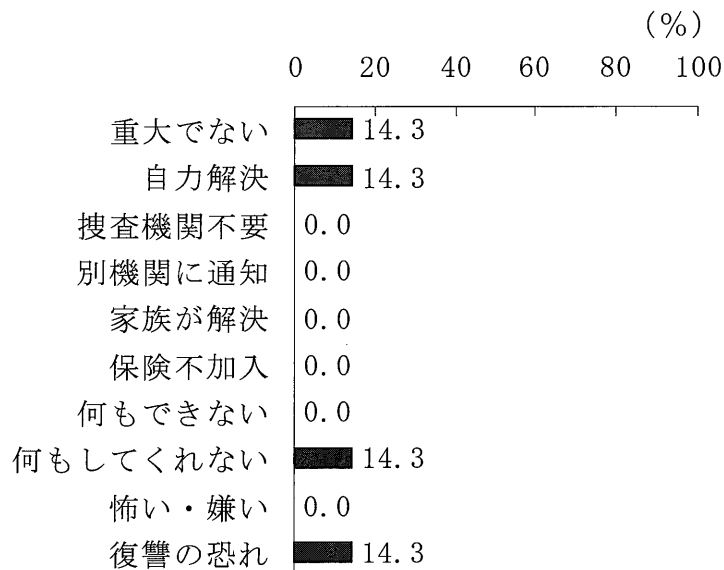
3-3-2-7図 不法侵入未遂 (67)



5 強盗及び個人に対する窃盗

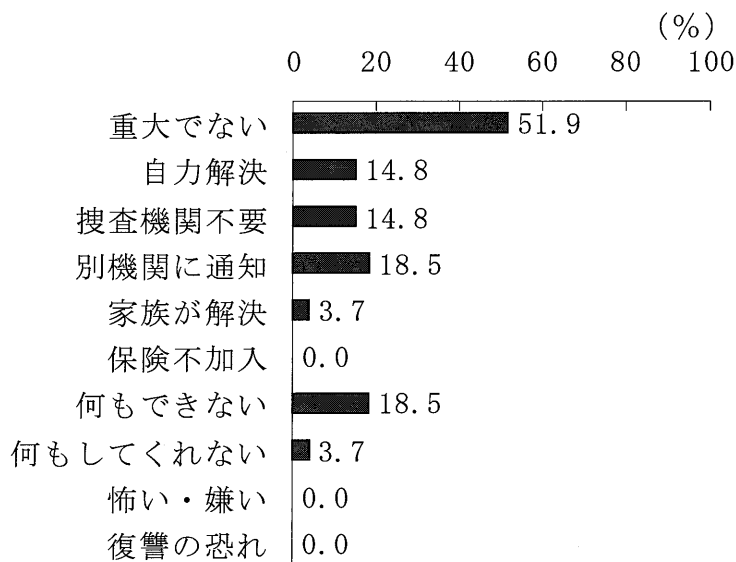
個人に対する窃盗では、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」が選択された比率が高い。それ以外では、強盗及び個人に対する窃盗における不申告の理由として顕著な特徴は見られなかった（3-3-2-8図から2-9図）。

3-3-2-8図 強盗（7）



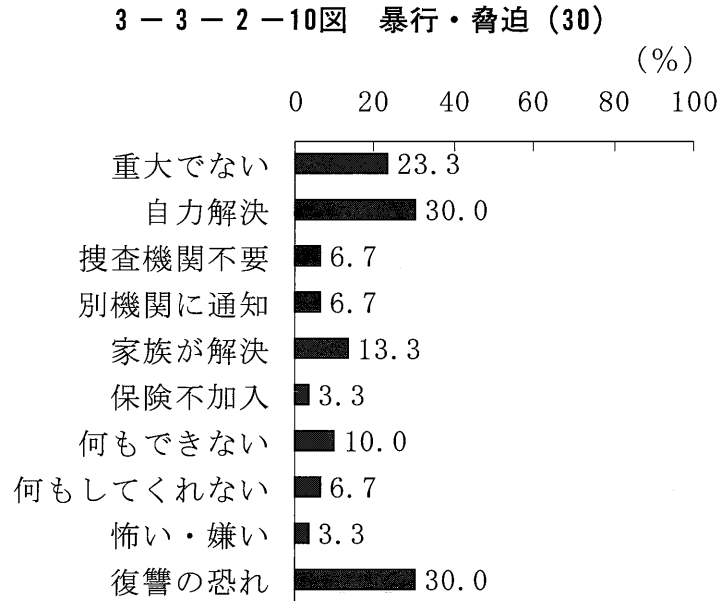
- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

3-3-2-9図 個人に対する窃盗（27）



6 暴行・脅迫

特徴としては、自分で解決した及び復讐の恐れを理由とする不申告が、それぞれ約3分の1を占めていることである。また、他の被害と比べて、家族が解決したとする者が13.3%見られる（3-3-2-10図）。

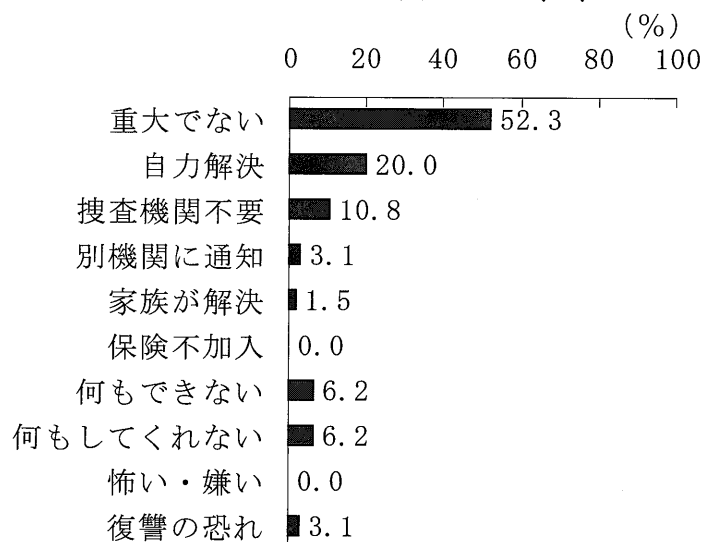


- 注 1 複数回答。
2 「その他」, 「わからない」を除く。

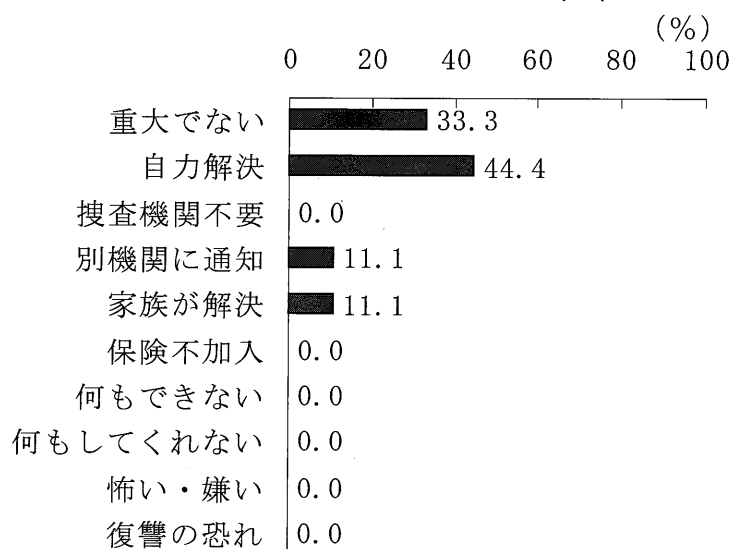
7 詐欺

詐欺被害に共通して見られる特徴は、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」とするものである。振り込め詐欺では、自分で解決した者が比較的多い。なお、クレジットカード詐欺については、実数で2名に留まるため、被害態様別不申告理由の傾向分析は省略した（3-3-2-11図から2-13図）。

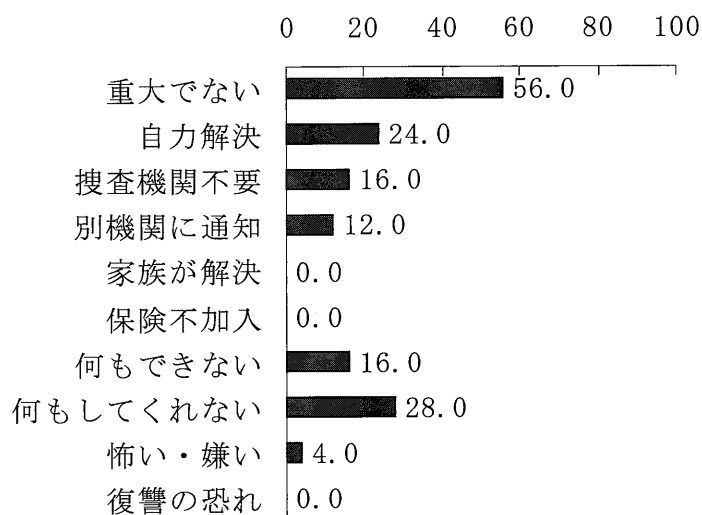
3-3-2-11図 消費者詐欺（65）



3-3-2-12図 振り込め詐欺（9）



3-3-2-13図 ネットオークション詐欺 (25)
(%)

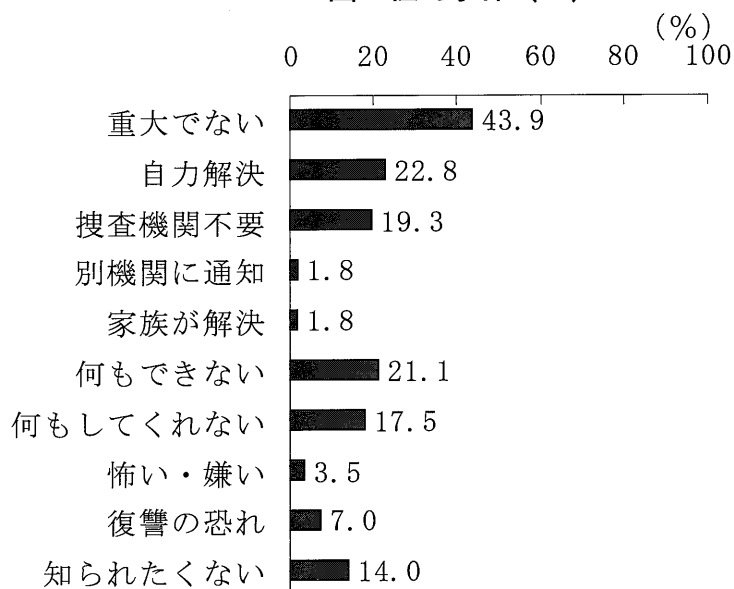


- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。
 3 態様によって調べている理由は異なる。

8 性的事件

特徴的なのは、被害が「それほど重大ではない／損失がない／たいしたことではない」とするものが比較的多いこと、「知られたくない」を選択した者が一定比率存在することである（3-3-2-14図）。

3-3-2-14図 性的事件 (57)



- 注 1 複数回答。
 2 「その他」, 「わからない」を除く。

第4編

治安に関する認識及び犯罪対策に関する意見

第1章 治安に関する認識

第1節 総説

治安に関する認識については、①身近な場所等の状況認識を反映した、回答者の居住地の治安に関する認識と②日本全国の治安に関する認識に分けて継続的に調査してきた。①は、居住地域において犯罪被害を受けることに対する不安として、(ア)夜間の一人歩きに対する不安、(イ)自宅に夜間1人であることへの不安、(ウ)不法侵入の被害に遭う不安の3つの場面における不安の程度を調査するものである。②は、自己の体験のみならず、伝聞や報道等の情報も踏まえて、日本全国の治安に関するイメージを問うものである。①と異なり、治安の良し悪しについて回答した根拠についても調査した。

ここでは、まず、身近な犯罪不安に関する①について述べ、続いて、日本全国の治安に関するイメージに関する②について、それぞれ概要とその分析を紹介する。

第2節 居住地域における犯罪に対する不安

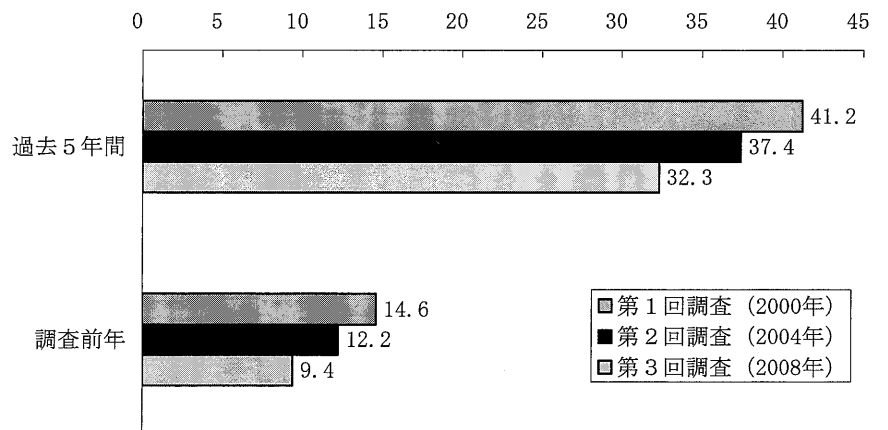
1 総説

居住地域において犯罪被害を受けることに対する不安に関しては、①夜間の一人歩きに対する不安、②自宅に夜間1人であることへの不安、③不法侵入の被害に遭う不安の3つの場面について、本調査において継続的に調査してきた。それぞれ、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」、②「暗くなってから自宅に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか。」、③「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入しようとするということについて考えてみてください。」という問に対する回答者の認識を問うものである。

国際犯罪被害実態調査に基づく参加国間の比較分析の結果を踏まえると（研究部報告18号（2002）、39号（2008））、日本は、犯罪被害の状況が、全犯罪被害、世帯犯罪被害、個人犯罪被害いずれにおいても、世界的に見て、継続的に最も低い水準にあるが、他方、居住地域における犯罪に対する不安は、参加国中最も高いグループに属している。

全犯罪被害の状況と居住地域における犯罪に対する不安について、それぞれの経年変化を比較すると、まず、全犯罪被害の被害率（すべての種類の犯罪被害のうち、いずれかの被害に遭った者の比率）は、第1回調査から第3回調査まで、過去5年間及び調査前年の被害率ともに、一貫して低下傾向にあることが分かる（4-1-2-1図）。

4-1-2-1図 過去5年間・調査前年の全犯罪被害の被害率 (%)

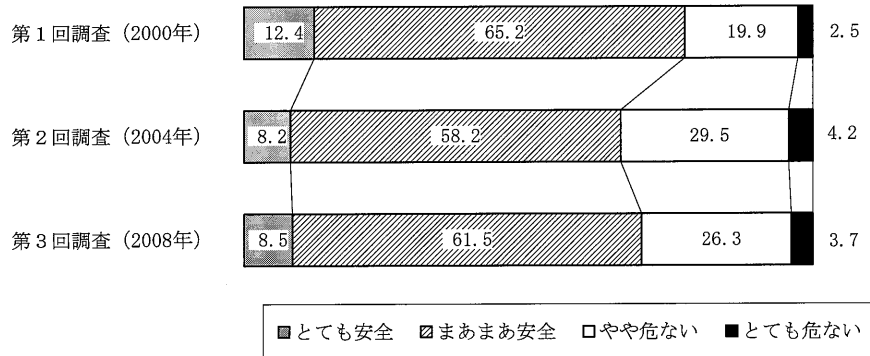


- 注 1 「過去5年間」とは、第1回調査（2000年）においては、2000年2月以前の5年間、第2回調査（2004年）においては、2004年2月以前の5年間、第3回調査（2008年）においては、2008年1月以前の5年間をいう。
- 2 「全犯罪被害」は、「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」、「自転車盗」、「不法侵入」、「不法侵入未遂」、「強盗」、「個人に対する窃盗」、「暴行・脅迫」及び「性的事件」のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。

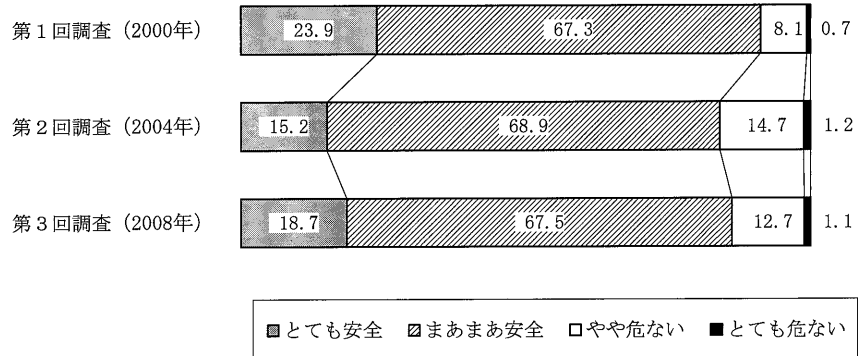
他方、居住地における犯罪に対する不安は、前記①から③の調査項目すべてに関して、第1回調査（2000年）の 때가最も低く、第2回調査（2004年）において不安が高まったが、第3回調査（2008年）においては、やや改善した（4-1-2-2図①～③）。

4-1-2-2図 犯罪に対する不安の経年比較

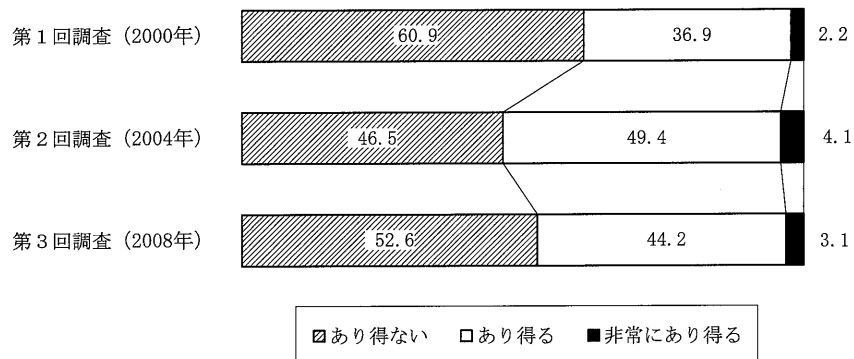
① 夜間の一人歩きに対する不安



② 自宅に夜間一人でいることの不安



③ 不法侵入の被害に遭う不安



注 「わからない」と答えた者を除く。

全犯罪被害率の低さと居住地域における犯罪不安の高さという不一致の原因について検討すると、まず、この間の刑法犯の認知件数の推移は、2002年に全体として戦後最高を記録した後、2007年まで5年連続で減少した。しかし、犯罪に対する不安に影響を及ぼすと考えられる身近な犯罪である傷害、住居侵入及び器物損壊は、2003年に、いずれも最近20年間において最高を記録し、以後やや減少傾向にあるものの、刑法犯全体の傾向とは異なって2007年まで依然として高い認知件数を維持している。また、暴行の認知件数は1994年以降2007年まで一貫して増加してきた。これらを総合すると、刑法犯全体の傾向とは別に、身近な犯罪がなお高水準を維持していた第2回調査時は、居住地域における犯罪不安がそれ以外の2回の調査と比べて高かったものと考えられる。また、第2回調査時に、暴行・脅迫の被害率自体は、第1回調査時に比べて減少したものの、被害申告率が第1回調査時の約2.3倍となっており、この種の犯罪に関する暗数の顕在化が見られた。第3回調査時は、暴行・脅迫、不法侵入未遂の被害率に微増傾向が見られ、前記のように暴行の認知件数の増加も続いていることから、全体としての被害率の低下は見られるものの、居住地域における犯罪に対する不安の改善状況は小幅なものに留まったと考えられる。

以下では、それぞれの不安について、項目別及び属性別に検討する。

2 居住地域における犯罪に対する不安の経年比較

(1) 夜間の一人歩きに対する不安

第2回調査で減少した「とても安全」、 「まあまあ安全」とする者の比率が、第3回調査では、やや回復し、「とても危ない」、 「やや危ない」とする者の比率が少し低下した（4-1-2-2 図①）。

(2) 自宅に夜間一人でいることの不安

第2回調査では「とても安全」とする者の比率が8.7ポイント低下し、その分「やや危ない」とする者の比率が増加したが、第3回調査では、「とても安全」とする者の比率が3.5ポイント上昇し、「やや危ない」とする者の比率が2.0ポイント低下した（4-1-2-2 図②）。

(3) 自宅において不法侵入の被害に遭う不安

「あり得ない」とする者の比率が6.2ポイント上昇し、その分「あり得る」及び「非常にあり得る」とする者の比率が低下した（4-1-2-2 図③）。

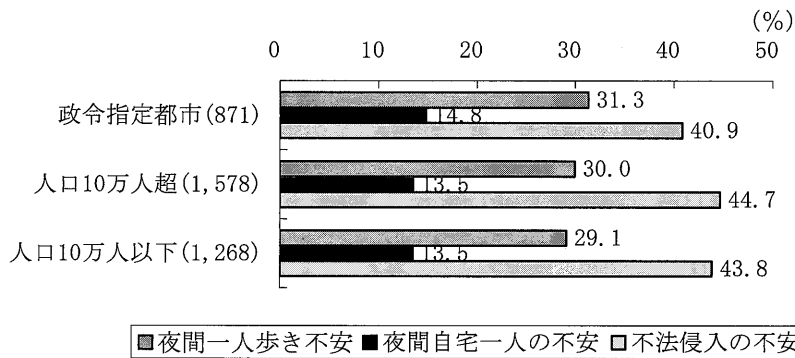
3 回答者の属性等と3種類の居住地域における犯罪不安との関係

以下の本項の図において、「夜間一人歩き不安」及び「夜間自宅一人の不安」については、「とても危ない」及び「やや危ない」と回答した者の比率であり、「不法侵入の不安」については、「非常にあり得る」及び「あり得る」と回答した者の比率である。

① 都市規模

都市規模と3種類の犯罪不安との間で、顕著な関連は見られなかった（4-1-2-3図）。

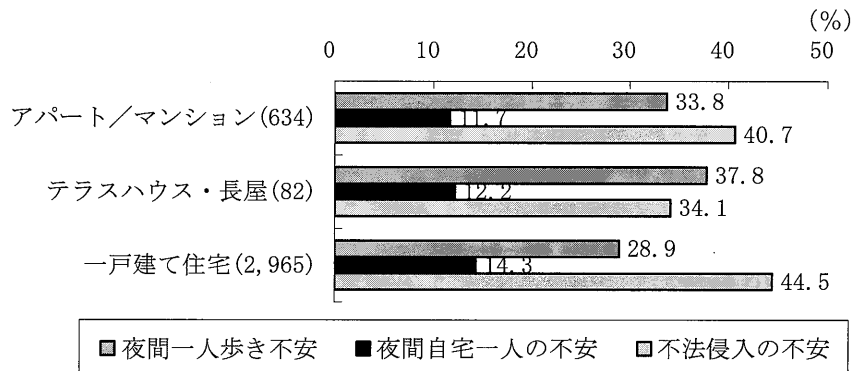
4-1-2-3図 都市規模別犯罪被害不安



② 住居形態

一戸建て住宅に居住する者は、自宅に夜間1人であることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安ともに、他の居住形態の者に比べて高い（4-1-2-4図）。自宅に夜間1人であることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安に関しては、統計的な有意差が認められた（4-1-2-5表、4-1-2-6表）。

4-1-2-4図 住居形態別犯罪被害不安



注 「その他」を除く。

4-1-2-5表 住居形態別夜間自宅一人の不安

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
アパート／マンション	149 (23.5) [3.4]	411 (64.8) [-1.6]	69 (10.9) [-1.5]	5 (0.8) [-0.8]	634 (100.0)	(m) p=0.031*
テラスハウス・長屋	12 (14.6) [-0.9]	60 (73.2) [1.1]	10 (12.2) [-0.1]	- (0.0) [-1.0]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	522 (17.6) [-3.3]	2,018 (68.1) [1.4]	389 (13.1) [1.5]	36 (1.2) [1.3]	2,965 (100.0)	
その他	11 (30.6) [1.8]	21 (58.3) [-1.2]	4 (11.1) [-0.3]	- (0.0) [-0.6]	36 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

- 注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 「その他」には、「公共の施設(病院, 老人ホーム)」を含む。

4-1-2-6表 住居形態別不法侵入の不安

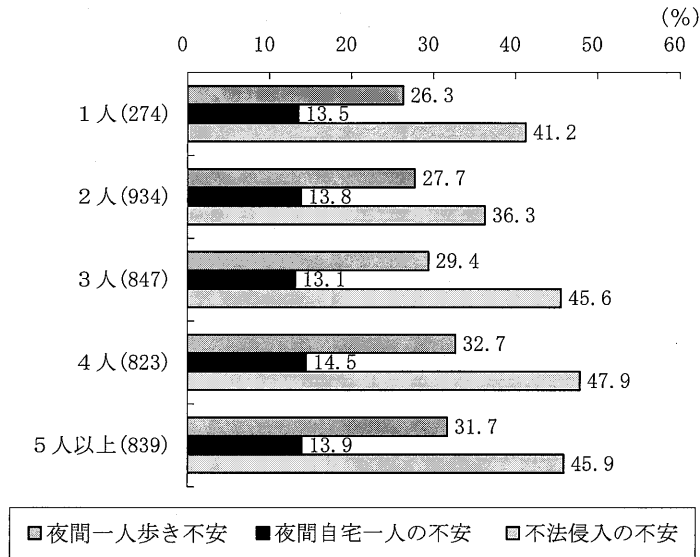
区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
アパート／マンション	18 (2.8) [-0.1]	240 (37.9) [-1.6]	345 (54.4) [3.4]	31 (4.9) [-3.3]	634 (100.0)	(m) p=0.011*
テラスハウス・長屋	1 (1.2) [-0.9]	27 (32.9) [-1.4]	46 (56.1) [1.4]	8 (9.8) [0.5]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	87 (2.9) [0.4]	1,231 (41.5) [2.2]	1,385 (46.7) [-3.9]	262 (8.8) [2.9]	2,965 (100.0)	
その他	1 (2.8) [-0.0]	12 (33.3) [-0.9]	20 (55.6) [0.9]	3 (8.3) [0.0]	36 (100.0)	
計	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)	3,717 (100.0)	

- 注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。
 2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 「その他」には、「公共の施設(病院, 老人ホーム)」を含む。

③ 世帯人数

世帯人数2人において、不法侵入の不安が若干少なく、統計的に有意であった（4-1-2-8表）。それ以外は、世帯人数の多寡による違いは見られなかった（4-1-2-7図）。

4-1-2-7図 世帯人数別犯罪被害不安



4-1-2-8表 世帯人数別不法侵入の不安

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
1人	5 (1.8) [-1.1]	108 (39.4) [-0.4]	141 (51.5) [1.1]	20 (7.3) [-0.6]	274 (100.0)	$\chi^2(12) = 34.811$ $p = 0.001^{**}$
2人	18 (1.9) [-2.0]	321 (34.4) [-4.5]	514 (55.0) [4.7]	81 (8.7) [0.6]	934 (100.0)	
3人	29 (3.4) [1.1]	357 (42.1) [1.0]	389 (45.9) [-1.6]	72 (8.5) [0.4]	847 (100.0)	
4人	26 (3.2) [0.5]	368 (44.7) [2.7]	369 (44.8) [-2.3]	60 (7.3) [-1.1]	823 (100.0)	
5人以上	29 (3.5) [1.1]	356 (42.4) [1.2]	383 (45.6) [-1.8]	71 (8.5) [0.3]	839 (100.0)	
計	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)	3,717 (100.0)	

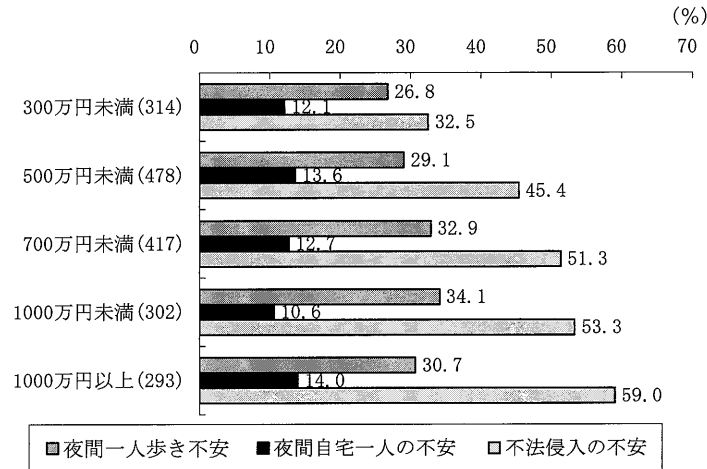
注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

④ 世帯収入

所得が高くなるにつれて、不法侵入の被害に遭う不安が高くなる（4-1-2-9図）。1,000万円以上の層では、不法侵入の被害が「あり得る」と考える者が統計的に有意に多い（4-1-2-10表）。

4-1-2-9図 世帯収入別犯罪被害不安



注 不詳の者を除く。

4-1-2-10表 世帯収入別不法侵入の不安

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
300万円未満	7 (2.2) [-1.1]	95 (30.3) [-5.7]	190 (60.5) [5.6]	22 (7.0) [1.0]	314 (100.0)	$\chi^2(12) = 53.752$ $p = 0.000^{**}$
500万円未満	17 (3.6) [0.5]	200 (41.8) [-1.5]	229 (47.9) [0.9]	32 (6.7) [1.0]	478 (100.0)	
700万円未満	11 (2.6) [-0.8]	203 (48.7) [1.8]	182 (43.6) [-1.2]	21 (5.0) [-0.7]	417 (100.0)	
1,000万円未満	10 (3.3) [0.1]	151 (50.0) [2.0]	127 (42.1) [-1.6]	14 (4.6) [-0.9]	302 (100.0)	
1,000万円以上	13 (4.4) [1.3]	160 (54.6) [3.7]	105 (35.8) [-3.9]	15 (5.1) [-0.5]	293 (100.0)	
計	58 (3.2)	809 (44.8)	833 (46.2)	104 (5.8)	1,804 (100.0)	

注 1 不詳の者を除く。

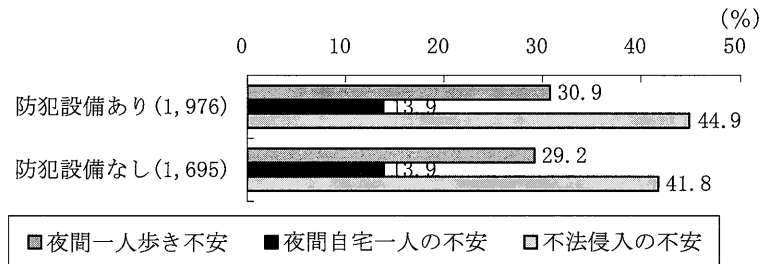
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑤ 防犯設備

防犯設備の有無と3種類の犯罪不安との間で、顕著な関連は見られなかった（4-1-2-11図）。

4-1-2-11図 防犯設備別犯罪被害不安

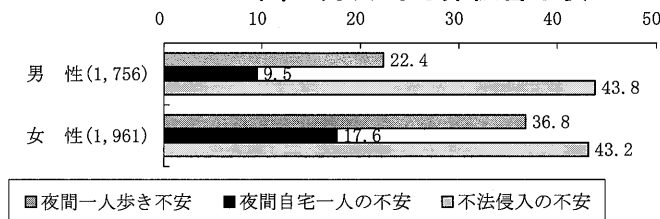


注 1 不詳の者を除く。
2 「回答拒否」を除く。

⑥ 男女別

女性の方が、3種類を問わず犯罪被害不安は男性よりも高い傾向が見られ（4-1-2-12図）、特に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に夜間一人であることの不安が男性よりも高い点については、統計的な有意差が認められた（4-1-2-13表、4-1-2-14表）。

4-1-2-12図 男女別犯罪被害不安



4-1-2-13表 男女別夜間一人歩きの不安

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
男性	200 (11.4) [5.9]	1,163 (66.2) [5.6]	360 (20.5) [-7.5]	33 (1.9) [-5.7]	1,756 (100.0)	$\chi^2(3)=117.003$ $p=0.000^{**}$
女性	117 (6.0) [-5.9]	1,122 (57.2) [-5.6]	616 (31.4) [7.5]	106 (5.4) [5.7]	1,961 (100.0)	
計	317 (8.5)	2,285 (61.5)	976 (26.3)	139 (3.7)	3,717 (100.0)	

注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-2-14表 男女別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
男 性	414 (23.6) [7.3]	1,175 (66.9) [-0.8]	159 (9.1) [-6.3]	8 (0.5) [-3.6]	1,756 (100.0)	$\chi^2(3)=90.531$ $p=0.000^{**}$
女 性	280 (14.3) [-7.3]	1,335 (68.1) [0.8]	313 (16.0) [6.3]	33 (1.7) [3.6]	1,961 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

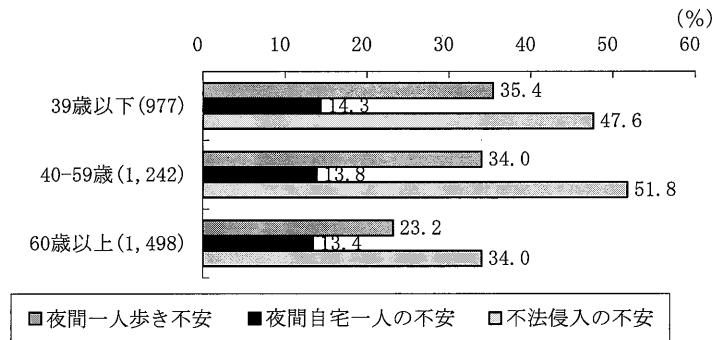
注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑦ 年齢層

60歳以上の者の方が、3種類のすべての犯罪不安が低い傾向にある(4-1-2-15図)。また、自宅に夜間一人でいることの不安に関しては、統計的な有意差が認められ、39歳以下の者についても、とても安全とする者が22.2%いた(4-1-2-16表)。

4-1-2-15図 年齢層別犯罪被害不安



4-1-2-16表 年齢層別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
39歳以下	217 (22.2) [3.3]	620 (63.5) [-3.2]	129 (13.2) [0.6]	11 (1.1) [0.1]	977 (100.0)	$\chi^2(6)=18.012$ $p=0.006^{**}$
40-59歳	223 (18.0) [-0.8]	847 (68.2) [0.6]	164 (13.2) [0.7]	8 (0.6) [-1.9]	1,242 (100.0)	
60歳以上	254 (17.0) [-2.2]	1,043 (69.6) [2.2]	179 (11.9) [-1.1]	22 (1.5) [1.8]	1,498 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

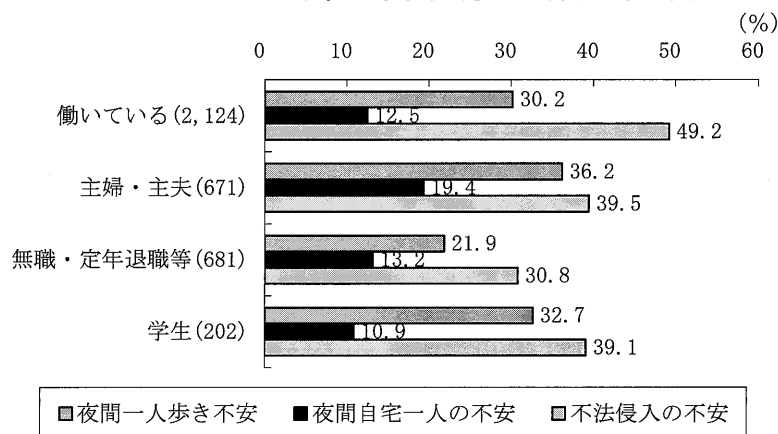
注 1 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑧ 就業状況

主婦・主夫に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅に夜間1人でのいることの不安が高く、働いている者に、不法侵入の被害に遭う不安が高い傾向が見られる（4-1-2-17図）。これらは、いずれも統計的に有意であった（4-1-2-18表、4-1-2-19表、4-1-2-20表）。

4-1-2-17図 就業状況別犯罪被害不安



注 「その他」を除く。

4-1-2-18表 就業状況別夜間一人歩きの不安

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
働いている	179 (8.4) [-0.3]	1,304 (61.4) [-0.1]	562 (26.5) [0.3]	79 (3.7) [-0.1]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	47 (7.0) [-1.6]	381 (56.8) [-2.8]	213 (31.7) [3.6]	30 (4.5) [1.1]	671 (100.0)	
無職・定年退職等	65 (9.5) [1.1]	467 (68.6) [4.2]	132 (19.4) [-4.5]	17 (2.5) [-1.9]	681 (100.0)	
学生	21 (10.4) [1.0]	115 (56.9) [-1.4]	57 (28.2) [0.7]	9 (4.5) [0.6]	202 (100.0)	
その他	5 (12.8) [1.0]	18 (46.2) [-2.0]	12 (30.8) [0.6]	4 (10.3) [2.2]	39 (100.0)	
計	317 (8.5)	2,285 (61.5)	976 (26.3)	139 (3.7)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-2-19表 就業状況別夜間自宅一人の不安

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
働いている	424 (20.0) [2.3]	1,434 (67.5) [-0.0]	249 (11.7) [-2.1]	17 (0.8) [-2.0]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	97 (14.5) [-3.1]	444 (66.2) [-0.8]	115 (17.1) [3.8]	15 (2.2) [3.1]	671 (100.0)	
無職・定年退職等	104 (15.3) [-2.5]	487 (71.5) [2.5]	82 (12.0) [-0.6]	8 (1.2) [0.2]	681 (100.0)	
学生	62 (30.7) [4.5]	118 (58.4) [-2.8]	22 (10.9) [-0.8]	- (0.0) [-1.5]	202 (100.0)	
その他	7 (17.9) [-0.1]	27 (69.2) [0.2]	4 (10.3) [-0.5]	1 (2.6) [0.9]	39 (100.0)	
計	694 (18.7)	2,510 (67.5)	472 (12.7)	41 (1.1)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-2-20表 就業状況別不法侵入の不安

区分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
働いている	67 (3.2) [1.2]	979 (46.1) [7.8]	936 (44.1) [-6.0]	142 (6.7) [-3.8]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	20 (3.0) [0.2]	245 (36.5) [-2.4]	329 (49.0) [0.4]	77 (11.5) [3.4]	671 (100.0)	
無職・定年退職等	14 (2.1) [-1.4]	196 (28.8) [-7.0]	409 (60.1) [6.8]	62 (9.1) [1.0]	681 (100.0)	
学生	3 (1.5) [-1.2]	76 (37.6) [-0.9]	104 (51.5) [0.9]	19 (9.4) [0.7]	202 (100.0)	
その他	3 (7.7) [1.8]	14 (35.9) [-0.6]	18 (46.2) [-0.3]	4 (10.3) [0.5]	39 (100.0)	
計	107 (2.9)	1,510 (40.6)	1,796 (48.3)	304 (8.2)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

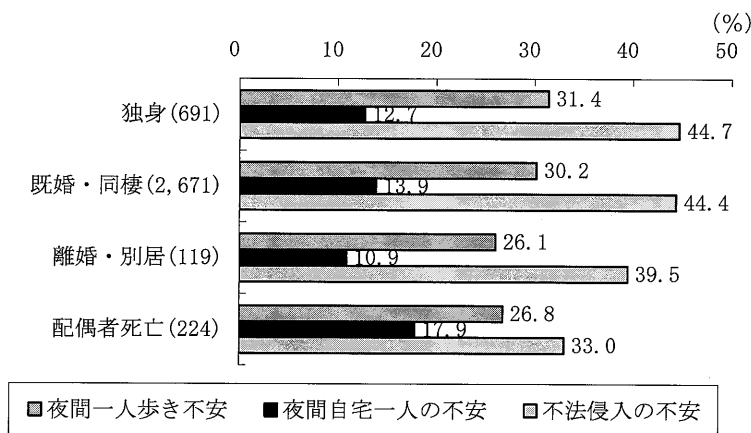
2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑨ 婚姻状況

独身の者に夜間の一人歩きに対する不安が、独身及び既婚・同棲の者に、不法侵入の被害に遭う不安及び自宅に夜間一人でいることへの不安が、他の婚姻状況にある者よりも高い傾向が見られた(4-1-2-21図)。ただし、統計的な有意差が認められたのは、夜間の一人歩き及び自宅に夜間一人でいることに対する不安のみであった(4-1-2-22表, 4-1-2-23表)。

4-1-2-21図 婚姻状況別犯罪被害不安



注 不詳の者を除く。

4-1-2-22表 婚姻状況別夜間一人歩きの不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
独身	73 (10.6) [2.2]	401 (58.0) [-2.0]	180 (26.0) [-0.2]	37 (5.4) [2.5]	691 (100.0)	(m) p=0.021*
既婚・同棲	206 (7.7) [-2.8]	1,659 (62.1) [1.4]	714 (26.7) [0.9]	92 (3.4) [-1.6]	2,671 (100.0)	
離婚・別居	8 (6.7) [-0.7]	80 (67.2) [1.3]	28 (23.5) [-0.7]	3 (2.5) [-0.7]	119 (100.0)	
配偶者死亡	28 (12.5) [2.2]	136 (60.7) [-0.2]	53 (23.7) [-0.9]	7 (3.1) [-0.5]	224 (100.0)	
計	315 (8.5)	2,276 (61.4)	975 (26.3)	139 (3.8)	3,705 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-2-23表 婚姻状況別夜間自宅一人の不安

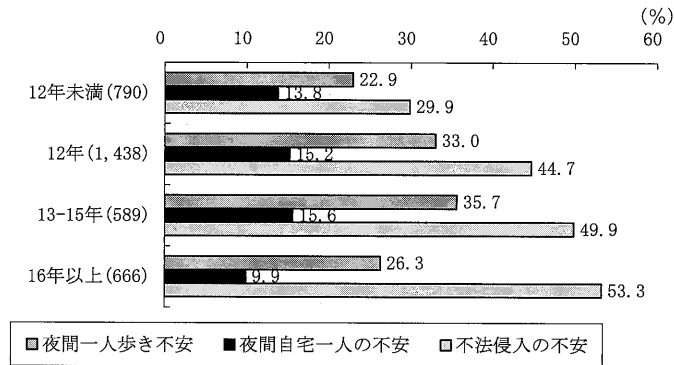
区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
独身	177 (25.6) [5.2]	426 (61.6) [-3.6]	82 (11.9) [-0.7]	6 (0.9) [-0.7]	691 (100.0)	(m) p=0.001**
既婚・同棲	461 (17.3) [-3.6]	1,839 (68.9) [2.8]	343 (12.8) [0.4]	28 (1.0) [-0.5]	2,671 (100.0)	
離婚・別居	18 (15.1) [-1.0]	88 (73.9) [1.5]	11 (9.2) [-1.2]	2 (1.7) [0.6]	119 (100.0)	
配偶者死亡	36 (16.1) [-1.0]	148 (66.1) [-0.5]	35 (15.6) [1.3]	5 (2.2) [1.7]	224 (100.0)	
計	692 (18.7)	2,501 (67.5)	471 (12.7)	41 (1.1)	3,705 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑩ 教育年数

夜間の一人歩きに対する不安は、教育年数12年～15年の者で高く、自宅に夜間1人でいることへの不安は、教育年数16年以上の者で低く、教育年数13年以上の者で、不法侵入の被害に遭う不安が高い傾向が見られる（4-1-2-24図）。これらは、いずれも統計的に有意であった（4-1-2-25表～4-1-2-27表）。

4-1-2-24図 教育年数別犯罪被害不安



注 学生を除く。

4-1-2-25表 教育年数別夜間一人歩きの不安

区分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
12年未満	82 (10.4) [2.2]	527 (66.7) [3.3]	164 (20.8) [-4.0]	17 (2.2) [-2.6]	790 (100.0)	$\chi^2(9) = 45.030$ $p = 0.000^{**}$
12年	119 (8.3) [-0.3]	844 (58.7) [-3.0]	409 (28.4) [2.5]	66 (4.6) [2.4]	1,438 (100.0)	
13-15年	38 (6.5) [-1.9]	341 (57.9) [-2.1]	182 (30.9) [2.8]	28 (4.8) [1.5]	589 (100.0)	
16年以上	56 (8.4) [-0.1]	435 (65.3) [2.2]	158 (23.7) [-1.6]	17 (2.6) [-1.7]	666 (100.0)	
計	295 (8.5)	2,147 (61.6)	913 (26.2)	128 (3.7)	3,483 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
- 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
- 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
- 4 学生を除く。

4-1-2-26表 教育年数別夜間自宅一人の不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
12年未満	130 (16.5) [-1.3]	551 (69.7) [1.2]	98 (12.4) [-0.4]	11 (1.4) [0.8]	790 (100.0)	$\chi^2(9)=25.881$ $p=0.002^{**}$
12年	240 (16.7) [-1.7]	979 (68.1) [0.1]	200 (13.9) [1.6]	19 (1.3) [0.9]	1,438 (100.0)	
13-15年	103 (17.5) [-0.4]	394 (66.9) [-0.6]	86 (14.6) [1.4]	6 (1.0) [-0.3]	589 (100.0)	
16年以上	155 (23.3) [3.9]	445 (66.8) [-0.7]	63 (9.5) [-2.9]	3 (0.5) [-1.8]	666 (100.0)	
計	628 (18.0)	2,369 (68.0)	447 (12.8)	39 (1.1)	3,483 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 学生を除く。

4-1-2-27表 教育年数別不法侵入の不安

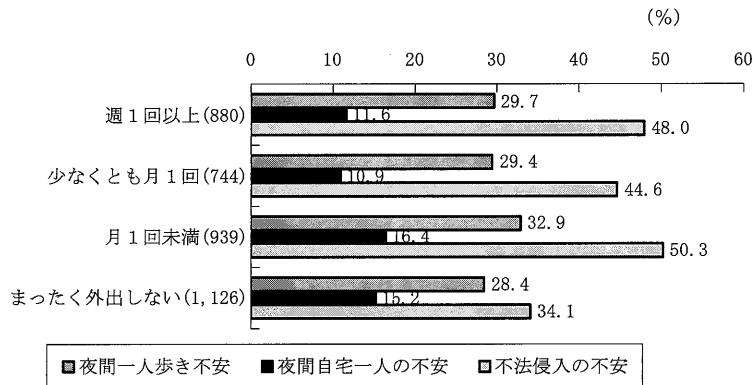
区 分	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	わからない	計	検定結果
12年未満	9 (1.1) [-3.4]	227 (28.7) [-7.9]	493 (62.4) [9.1]	61 (7.7) [-0.3]	790 (100.0)	$\chi^2(9)=124.418$ $p=0.000^{**}$
12年	48 (3.3) [1.1]	595 (41.4) [0.5]	646 (44.9) [-3.2]	149 (10.4) [4.3]	1,438 (100.0)	
13-15年	26 (4.4) [2.3]	268 (45.5) [2.5]	260 (44.1) [-2.1]	35 (5.9) [-2.0]	589 (100.0)	
16年以上	20 (3.0) [0.1]	335 (50.3) [5.5]	277 (41.6) [-3.7]	34 (5.1) [-3.1]	666 (100.0)	
計	103 (3.0)	1,425 (40.9)	1,676 (48.1)	279 (8.0)	3,483 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 学生を除く。

⑪ 夜間外出頻度

論理的には、夜間外出頻度の高い者は、夜間の一人歩きに対する不安が高く、外出頻度の低い者は、自宅に夜間一人でいることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安が高い傾向が見られるのが自然である。しかし今回の調査結果によると、夜間外出頻度の高い者は、夜間一人でいることの不安及び不法侵入の被害に遭う不安とも高く、他方、外出頻度の低い者は、それらに関する不安がいずれも低く（4-1-2-28図）、検定の結果、いずれも統計的な有意差が認められた。

4-1-2-28図 夜間外出頻度別犯罪被害不安



注 不詳の者を除く。

⑫ 犯罪被害の有無

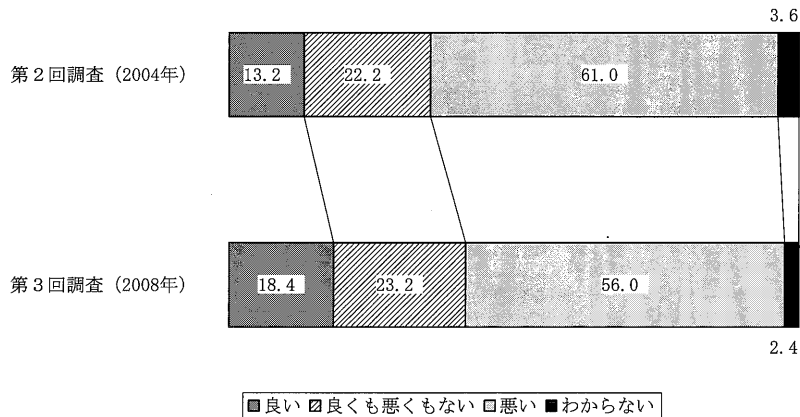
全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害のすべてについて、それぞれ犯罪被害経験のある者は、ない者に比べて、3種類の犯罪不安すべてにおいて高い傾向が見られた。調査対象とした11種類の被害態様との関係では、一部を除いて、被害に遭った者は、犯罪不安が高い傾向が見られ、統計的に有意な場合も複数見られた。

第3節 日本全国の治安に関する認識

1 総説

治安に対する認識の経年変化を見ると、第2回調査に比べて第3回調査では、「良い」とする者の比率が5.2ポイント上昇し、その分「悪い」とする者の比率が低下した。しかし、依然として「悪い」とする者の比率は過半数を超えており、国民の治安に関する認識は依然厳しいことが分かる（4-1-3-1図）。

4-1-3-1図 現在の日本全国の治安に関する認識の経年比較



注 1 「良い」は、「とても良い」と「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は「やや悪い」と「とても悪い」を合計したものである。

また、治安が良い又は悪いと回答した理由は次のとおりである。両者の回答を比べると、設問内容に若干の相違はあるが、治安が良いとした回答者は、自分自身又は家族の実体験をもとに回答しているのに対して、治安が悪いとした回答者は、そのような体験ではなく、イメージないし報道を理由とする回答が圧倒多数を占め、実体験に基づいて悪いと回答した者は少なかった。

(1) 治安が良いと思う理由

複数選択回答については、①自分又は家族が犯罪被害に遭ったことがないから／遭いそうになったことがないから(60.1%)、②近所で犯罪が起こったという話を聞いたことがないから(48.0%)、③犯罪が起こっている現場を、実際に目撃したことがないから(41.2%)の順であった（基礎集計表 Q27SQ 1(1)）。

単一回答（最も大きな理由）については、1位（33.0%）と2位（20.0%）は、複数選択回答と同様の理由であるが、3位は、全体的に犯罪が少ない（と感じる）から（16.2%）となっている（基礎集計表 Q27SQ 1(2)）。

(2) 治安が悪いと思う理由

複数選択回答については、①凶悪な犯罪が多い（と感じる）から（73.2%）、②犯罪の報

道によく接するから（71.9%）、③全体的に犯罪が多い（と感じる）から（67.9%）の順であった（基礎集計表 Q27SQ 2(1)）。

単一回答（最も大きな理由）についても順位は複数選択回答と同じで、1位（32.2%）、2位（29.2%）3位（25.5%）となっている（基礎集計表 Q27SQ 2(2)）。

2 居住地域における犯罪に対する不安と日本全国の治安に対する認識との関係

居住地域における犯罪に対する不安に関する指標である、①夜間の一人歩きに対する不安、②自宅に夜間一人でいることへの不安及び③自宅において不法侵入の被害に遭う不安のいずれについても、日本全国の治安に対する認識との関係では同じ傾向が見られ、かつ、統計的に有意であった。すなわち、これら3つの居住地域における犯罪不安の認識を表す指標については、いずれも、不安がある（やや危ない、とても危ない、非常にあり得る、あり得る）とした回答者は、治安が「やや悪い」、「とても悪い」と判断する傾向にあり、他方、不安がない（少ない）とした回答者は、治安が「まあまあ良い」と判断する傾向が見られた（4-1-3-2表～4-1-3-4表）。

4-1-3-2表 夜間一人歩き不安と治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
夜間の一人歩き・安全	25 (1.0) [1.0]	543 (21.4) [8.2]	633 (25.0) [2.5]	1,062 (41.9) [-4.6]	272 (10.7) [-6.0]	2,535 (100.0)	$\chi^2(4)=104.824$ $p=0.000^{**}$
夜間の一人歩き・危険	7 (0.6) [-1.0]	109 (10.0) [-8.2]	231 (21.1) [-2.5]	549 (50.2) [4.6]	197 (18.0) [6.0]	1,093 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-3-3表 夜間自宅一人不安と治安認識

区分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
夜間自宅 一人滞在・安全	31 (1.0) [1.8]	619 (19.8) [7.2]	759 (24.3) [1.7]	1,345 (43.1) [-4.1]	370 (11.8) [-4.8]	3,124 (100.0)	(m) p=0.000**
夜間自宅 一人滞在・危険	1 (0.2) [-1.8]	33 (6.5) [-7.2]	105 (20.8) [-1.7]	266 (52.8) [4.1]	99 (19.6) [4.8]	504 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-1-3-4表 不法侵入不安と治安認識

区分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
不法侵入・ あり得ない	21 (1.2) [1.5]	365 (20.8) [4.1]	464 (26.5) [4.0]	707 (40.4) [-4.7]	194 (11.1) [-3.2]	1,751 (100.0)	$\chi^2(4)=49.528$ p=0.000**
不法侵入・ あり得る	11 (0.7) [-1.5]	246 (15.4) [-4.1]	329 (20.6) [-4.0]	775 (48.5) [4.7]	236 (14.8) [3.2]	1,597 (100.0)	
計	32 (1.0)	611 (18.2)	793 (23.7)	1,482 (44.3)	430 (12.8)	3,348 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 回答者の属性等と日本全国の治安に対する認識との関係

以下，属性等別に検討する。

① 都市規模

4-1-3-5表 都市規模別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
政令指定都市	11 (1.3) [1.4]	157 (18.3) [0.3]	214 (25.0) [0.9]	382 (44.6) [0.1]	93 (10.9) [-2.1]	857 (100.0)	$\chi^2(8)=14.866$ $p=0.062$
人口10万人超	10 (0.6) [-1.3]	254 (16.5) [-2.0]	376 (24.4) [0.7]	705 (45.7) [1.3]	198 (12.8) [-0.1]	1,543 (100.0)	
人口10万人以下	11 (0.9) [0.1]	241 (19.6) [1.9]	274 (22.3) [-1.5]	524 (42.7) [-1.5]	178 (14.5) [2.0]	1,228 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で，「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

② 住居形態

アパート／マンションに居住する者は，治安が「とても悪い」とする者が少なく，一戸建て住宅に居住する者は，それが多。したがって，一戸建て住宅に居住する者の方が，犯罪不安が強い傾向が見られる（4-1-3-6表）。

4-1-3-6表 住居形態別治安認識

区分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
アパート/ マンション	7 (1.1) [0.7]	110 (17.5) [-0.3]	188 (29.9) [4.0]	267 (42.5) [-1.0]	56 (8.9) [-3.3]	628 (100.0)	(m) p=0.003**
テラスハウス・ 長屋	- (0.0) [-0.8]	16 (20.5) [0.6]	17 (21.8) [-0.4]	33 (42.3) [-0.4]	12 (15.4) [0.7]	78 (100.0)	
一戸建て住宅	24 (0.8) [-0.6]	514 (17.8) [-0.5]	651 (22.5) [-3.5]	1,298 (45.0) [1.3]	400 (13.9) [3.3]	2,887 (100.0)	
その他	1 (2.9) [1.3]	12 (34.3) [2.5]	8 (22.9) [-0.1]	13 (37.1) [-0.9]	1 (2.9) [-1.8]	35 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 「その他」には、「公共の施設(病院, 老人ホーム)」を含む。

③ 世帯人数

世帯人数2人において、治安が「とても悪い」とする者が多く、世帯人数5人以上において、それが少ない。また、世帯人数1人において、治安が「まあまあ良い」とする者が多い一方、世帯人数5人以上において、治安が「とても良い」とする者が、実数は別として、比較的多く、統計的有意差が認められた。それゆえ、世帯人数5人以上の場合、犯罪不安が低い傾向にあることがわかる(4-1-3-7表)。

4-1-3-7表 世帯人数別治安認識

区分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
1人	3 (1.1) [0.4]	54 (20.2) [1.0]	76 (28.5) [1.9]	99 (37.1) [-2.5]	35 (13.1) [0.1]	267 (100.0)	(m) p=0.003**
2人	3 (0.3) [-2.1]	165 (18.2) [0.2]	198 (21.8) [-1.7]	399 (43.9) [-0.4]	144 (15.8) [3.0]	909 (100.0)	
3人	4 (0.5) [-1.4]	148 (17.9) [-0.0]	191 (23.1) [-0.5]	368 (44.6) [0.1]	115 (13.9) [1.0]	826 (100.0)	
4人	9 (1.1) [0.8]	129 (15.9) [-1.7]	201 (24.8) [0.8]	375 (46.3) [1.2]	96 (11.9) [-1.0]	810 (100.0)	
5人以上	13 (1.6) [2.5]	156 (19.1) [1.0]	198 (24.3) [0.3]	370 (45.3) [0.6]	79 (9.7) [-3.1]	816 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

④ 世帯収入

4-1-3-8表 世帯収入別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
300万円未満	1 (0.3) [-1.2]	57 (18.6) [-0.2]	77 (25.2) [0.8]	127 (41.5) [-0.9]	44 (14.4) [1.1]	306 (100.0)	(m) p=0.137
500万円未満	4 (0.8) [-0.3]	84 (17.8) [-0.8]	109 (23.1) [-0.2]	205 (43.5) [-0.2]	69 (14.6) [1.6]	471 (100.0)	
700万円未満	5 (1.2) [0.6]	80 (19.3) [0.1]	100 (24.2) [0.4]	171 (41.3) [-1.2]	58 (14.0) [1.0]	414 (100.0)	
1,000万円未満	1 (0.3) [-1.2]	55 (18.3) [-0.4]	69 (22.9) [-0.2]	148 (49.2) [2.0]	28 (9.3) [-1.9]	301 (100.0)	
1,000万円以上	6 (2.1) [2.1]	65 (22.3) [1.5]	63 (21.6) [-0.8]	133 (45.5) [0.6]	25 (8.6) [-2.3]	292 (100.0)	
計	17 (1.0)	341 (19.1)	418 (23.4)	784 (43.9)	224 (12.6)	1,784 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑤ 防犯設備

4-1-3-9表 防犯設備の有無別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
防犯設備なし	16 (1.0) [0.5]	288 (17.5) [-0.7]	407 (24.7) [1.2]	719 (43.7) [-0.7]	216 (13.1) [0.3]	1,646 (100.0)	$\chi^2(4)=2.132$ p=0.711
防犯設備あり	16 (0.8) [-0.5]	358 (18.4) [0.7]	447 (23.0) [-1.2]	872 (44.9) [0.7]	248 (12.8) [-0.3]	1,941 (100.0)	
計	32 (0.9)	646 (18.0)	854 (23.8)	1,591 (44.4)	464 (12.9)	3,587 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 「回答拒否」を除く。

⑥ 男女別

女性の方が、統計的有意差をもって、男性よりも不安が高い（4-1-3-10表）。男性では、治安が「とても良い」、「まあまあ良い」とする者が多く、女性では、治安が「やや悪い」とする者が多い。

4-1-3-10表 男女別治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
男性	23 (1.3) [2.8]	375 (21.7) [5.6]	412 (23.8) [0.0]	713 (41.2) [-3.7]	206 (11.9) [-1.7]	1,729 (100.0)	$\chi^2(4)=43.008$ $p=0.000^{**}$
女性	9 (0.5) [-2.8]	277 (14.6) [-5.6]	452 (23.8) [-0.0]	898 (47.3) [3.7]	263 (13.8) [1.7]	1,899 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑦ 年齢層

60歳以上の者に、治安が「とても悪い」とする者が多く、39歳以下の者については、治安は「良くも悪くもない」とする者が多く、いずれも、統計的な有意差が認められた（4-1-3-11表）。高齢者に、より犯罪不安が強い傾向が見られる。

4-1-3-11表 年齢層別治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
39歳以下	14 (1.5) [2.2]	157 (16.4) [-1.5]	281 (29.3) [4.7]	408 (42.6) [-1.3]	98 (10.2) [-2.9]	958 (100.0)	$\chi^2(8)=47.940$ $p=0.000^{**}$
40-59歳	8 (0.7) [-1.0]	225 (18.4) [0.5]	282 (23.1) [-0.7]	571 (46.7) [2.0]	136 (11.1) [-2.3]	1,222 (100.0)	
60歳以上	10 (0.7) [-1.0]	270 (18.6) [0.9]	301 (20.8) [-3.5]	632 (43.6) [-0.7]	235 (16.2) [4.8]	1,448 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑧ 就業状況

主婦・主夫に、治安が「やや悪い」とする者が多く、学生に、治安が「やや悪い」及び「とても悪い」とする者が少ない。学生は、治安は「良くも悪くもない」とする者が、比較的多い。これらは、いずれも統計的に有意であった（4-1-3-12表）。

4-1-3-12表 就業状況別治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
働いている	20 (1.0) [0.5]	383 (18.3) [0.6]	500 (23.9) [0.1]	928 (44.3) [-0.2]	265 (12.6) [-0.6]	2,096 (100.0)	(m) p=0.001**
主婦・主夫	1 (0.2) [-2.2]	98 (15.0) [-2.2]	140 (21.4) [-1.6]	314 (48.1) [2.1]	100 (15.3) [2.0]	653 (100.0)	
無職・定年退職等	5 (0.8) [-0.3]	130 (20.1) [1.6]	148 (22.9) [-0.6]	278 (43.0) [-0.8]	85 (13.2) [0.2]	646 (100.0)	
学生	5 (2.6) [2.6]	37 (19.0) [0.4]	68 (34.9) [3.7]	72 (36.9) [-2.2]	13 (6.7) [-2.7]	195 (100.0)	
その他	1 (2.6) [1.2]	4 (10.5) [-1.2]	8 (21.1) [-0.4]	19 (50.0) [0.7]	6 (15.8) [0.5]	38 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑨ 婚姻状況

独身の者に、治安が「とても悪い」とする者が少なく、既婚・同棲の者に、治安が「やや悪い」する者が多い傾向が見られた（4-1-3-13表）。

4-1-3-13表 婚姻状況別治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
独身	10 (1.5) [1.9]	113 (16.9) [-0.9]	197 (29.4) [3.8]	281 (41.9) [-1.4]	69 (10.3) [-2.2]	670 (100.0)	(m) p=0.012*
既婚・同棲	20 (0.8) [-1.3]	474 (18.0) [-0.0]	591 (22.5) [-3.1]	1,194 (45.4) [2.0]	351 (13.3) [1.3]	2,630 (100.0)	
離婚・別居	- (0.0) [-1.0]	20 (17.4) [-0.2]	31 (27.0) [0.8]	48 (41.7) [-0.6]	16 (13.9) [0.3]	115 (100.0)	
配偶者死亡	2 (1.0) [0.2]	45 (22.3) [1.6]	42 (20.8) [-1.0]	82 (40.6) [-1.1]	31 (15.3) [1.1]	202 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	861 (23.8)	1,605 (44.4)	467 (12.9)	3,617 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑩ 教育年数

教育年数12年～15年の者で、治安が「やや悪い」又は「とても悪い」とする者が多く、教育年数12年未満及び教育年数16年以上の者で、治安が「まあまあ良い」とする者が多い傾向が見られた（4-1-3-14表）。

4-1-3-14表 教育年数別治安認識

区分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
12年未満	5 (0.7) [-0.2]	153 (20.5) [2.0]	179 (23.9) [0.6]	302 (40.4) [-2.8]	109 (14.6) [1.1]	748 (100.0)	(m) p=0.000**
12年	9 (0.6) [-0.6]	229 (16.2) [-2.3]	331 (23.4) [0.2]	636 (44.9) [0.1]	210 (14.8) [2.2]	1,415 (100.0)	
13-15年	6 (1.0) [0.9]	80 (13.7) [-2.9]	139 (23.9) [0.4]	283 (48.6) [2.0]	74 (12.7) [-0.5]	582 (100.0)	
16年以上	5 (0.8) [0.1]	149 (22.6) [3.5]	140 (21.2) [-1.3]	304 (46.1) [0.8]	61 (9.3) [-3.4]	659 (100.0)	
計	25 (0.7)	611 (17.9)	789 (23.2)	1,525 (44.8)	454 (13.3)	3,404 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。
 4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 学生を除く。

⑪ 夜間外出頻度

4-1-3-15表 夜間外出頻度別治安認識

区分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
週1回以上	13 (1.5) [2.2]	152 (17.5) [-0.4]	222 (25.6) [1.3]	382 (44.1) [-0.2]	98 (11.3) [-1.6]	867 (100.0)	$\chi^2(12)=18.119$ p=0.112
少なくとも 月1回	3 (0.4) [-1.5]	136 (18.6) [0.5]	179 (24.5) [0.4]	330 (45.1) [0.5]	83 (11.4) [-1.4]	731 (100.0)	
月1回未満	5 (0.5) [-1.3]	166 (17.9) [-0.0]	218 (23.5) [-0.3]	419 (45.2) [0.7]	118 (12.7) [-0.2]	926 (100.0)	
まったく 外出しない	11 (1.0) [0.5]	194 (18.0) [-0.0]	244 (22.6) [-1.2]	465 (43.1) [-1.0]	166 (15.4) [2.9]	1,080 (100.0)	
計	32 (0.9)	648 (18.0)	863 (23.9)	1,596 (44.3)	465 (12.9)	3,604 (100.0)	

- 注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。
 3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

⑫ 犯罪被害の有無

全犯罪被害及び世帯犯罪被害については、有意な差は認められなかった（4-1-3-16, 4-1-3-17表）。実数は少ないが、個人犯罪被害に遭遇した者は、統計的有意差をもって、治安が「とても悪い」とする者が多く、「まあまあ良い」とする者が少ない（4-1-3-18表）。これは、実体験に基づく判断であり、自然な結果であると考えられる。

4-1-3-16表 全犯罪被害の有無別治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
全犯罪被害なし	22 (0.9) [0.2]	464 (19.0) [2.2]	595 (24.3) [1.0]	1,063 (43.4) [-1.7]	303 (12.4) [-1.4]	2,447 (100.0)	$\chi^2(4)=8.219$ p=0.084
全犯罪被害あり	10 (0.8) [-0.2]	188 (15.9) [-2.2]	269 (22.8) [-1.0]	548 (46.4) [1.7]	166 (14.1) [1.4]	1,181 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-3-17表 世帯犯罪被害の有無別治安認識

区分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
世帯犯罪被害なし	23 (0.9) [0.2]	474 (18.6) [1.6]	616 (24.2) [0.9]	1,111 (43.7) [-1.3]	318 (12.5) [-1.1]	2,542 (100.0)	$\chi^2(4)=4.907$ p=0.297
世帯犯罪被害あり	9 (0.8) [-0.2]	178 (16.4) [-1.6]	248 (22.8) [-0.9]	500 (46.0) [1.3]	151 (13.9) [1.1]	1,086 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4-1-3-18表 個人犯罪被害の有無別治安認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
個人犯罪被害 なし	31 (0.9) [0.6]	633 (18.5) [3.2]	822 (24.0) [1.0]	1,517 (44.3) [-0.8]	425 (12.4) [-3.9]	3,428 (100.0)	(m) p=0.001**
個人犯罪被害 あり	1 (0.5) [-0.6]	19 (9.5) [-3.2]	42 (21.0) [-1.0]	94 (47.0) [0.8]	44 (22.0) [3.9]	200 (100.0)	
計	32 (0.9)	652 (18.0)	864 (23.8)	1,611 (44.4)	469 (12.9)	3,628 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり, [] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

第4節 犯罪不安・治安に対する認識に関する統計的解析

本節では、犯罪被害の不安や治安認識に対して、各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析と、CHAID(Chi-Squared Automatic Interaction Detection)分析を行う。説明変数は、第2編第3章と同様の属性変数に加え、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の有無を使用した。目的変数は以下のとおりである。

・犯罪に対する不安の有無

夜間の一人歩きに対する不安、自宅に夜間一人でいることの不安

(「とても危ない」、「やや危ない」を1、「とても安全」、「まあまあ安全」を0)

不法侵入の不安

(「非常にあり得る」、「あり得る」を1、「まずあり得ない」を0)

・我が国の治安に関する認識

(「とても悪い」、「やや悪い」を1、「とても良い」、「まあまあ良い」、「良くも悪くもない」を0)

1 居住地域における犯罪に対する不安

ロジスティック回帰分析においては、「夜間の一人歩きに対する不安」、「自宅に夜間一人でいることの不安」及び「不法侵入の不安」に共通して影響を及ぼしている要因として、実際に世帯犯罪被害に遭ったことがあるということが採用された(4-1-4-1表～4-1-4-3表)。

4-1-4-1表 夜間の一人歩きに対する不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)		係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女	/(男)	0.702	0.077	83.067	0.000	2.018	1.735	2.347
年齢	39歳以下	/(60歳以上)	0.518	0.096	29.371	0.000	1.679	1.392	2.026
	40～59歳	/(60歳以上)	0.490	0.090	29.824	0.000	1.633	1.369	1.947
世帯犯罪被害	あり	/(なし)	0.413	0.081	26.143	0.000	1.511	1.290	1.771
個人犯罪被害	あり	/(なし)	0.464	0.157	8.806	0.003	1.591	1.171	2.162
	定数		-1.714	0.081	443.462	0.000	0.180		

注 1 分析に使用したケース数は、3,540件である。

2 「都市規模」、「住居形態」、「世帯人数」、「防犯設備」、「就業状況」、「婚姻状況」、「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

4-1-4-2表 自宅に夜間一人でいることの不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	0.270	0.131	4.214	0.040	1.310	1.012	1.695
性別	女 / (男)	0.739	0.104	50.917	0.000	2.093	1.709	2.564
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.343	0.103	11.148	0.001	1.410	1.152	1.724
	定数	-2.596	0.144	323.186	0.000	0.075		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、3,540件である。

3 「都市規模」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「年齢」, 「就業状況」, 「婚姻状況」, 「教育年数」, 「夜間外出頻度」及び「個人犯罪被害」は、モデルに採用されなかった。

4-1-4-3表 不法侵入の不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	0.453	0.094	23.122	0.000	1.573	1.308	1.891
年齢	39歳以下 / (60歳以上)	0.483	0.111	19.052	0.000	1.621	1.305	2.013
	40~59歳 / (60歳以上)	0.522	0.096	29.901	0.000	1.686	1.398	2.033
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	0.244	0.087	7.830	0.005	1.276	1.076	1.514
	学生 / (無職・定年・主婦等)	-0.325	0.189	2.955	0.086	0.723	0.499	1.047
教育年数	13年以上 / (12年以下)	0.267	0.078	11.745	0.001	1.307	1.121	1.522
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.445	0.079	31.315	0.000	1.560	1.335	1.823
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.456	0.164	7.702	0.006	1.578	1.143	2.179
	定数	-1.150	0.110	109.156	0.000	0.317		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 「教育年数」については、「学生」は「非該当」であるが、ロジスティック回帰分析を行う際には、「学生」を分析対象とするため、回答者の年齢から調査時の教育年数を推定して分析に加えている。

3 分析に使用したケース数は、3,254件である。

4 「都市規模」, 「世帯人数」, 「防犯設備」, 「性別」, 「婚姻状況」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

「夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることへの不安」という夜間の犯罪被害に関しては、女性の方が、男性より不安を感じる傾向がある。

また、「夜間の一人歩きに対する不安」及び「不法侵入の不安」については、個人犯罪被害に遭った人や、60歳未満の人が、不安を感じやすい。「自宅に夜間一人でいること」、「不法侵入」という自宅に関する犯罪被害の不安については、「アパート・長屋等」に居住する人よりも、「一戸建て住宅」に居住するの方が不安を感じる傾向がある。これは、世帯犯罪被害全体や自動車損壊、バイク・自転車盗において、「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している方が被害に遭う可能性が高いという、実際の犯罪被害の傾向とは逆の傾向を示しており、特徴的である。

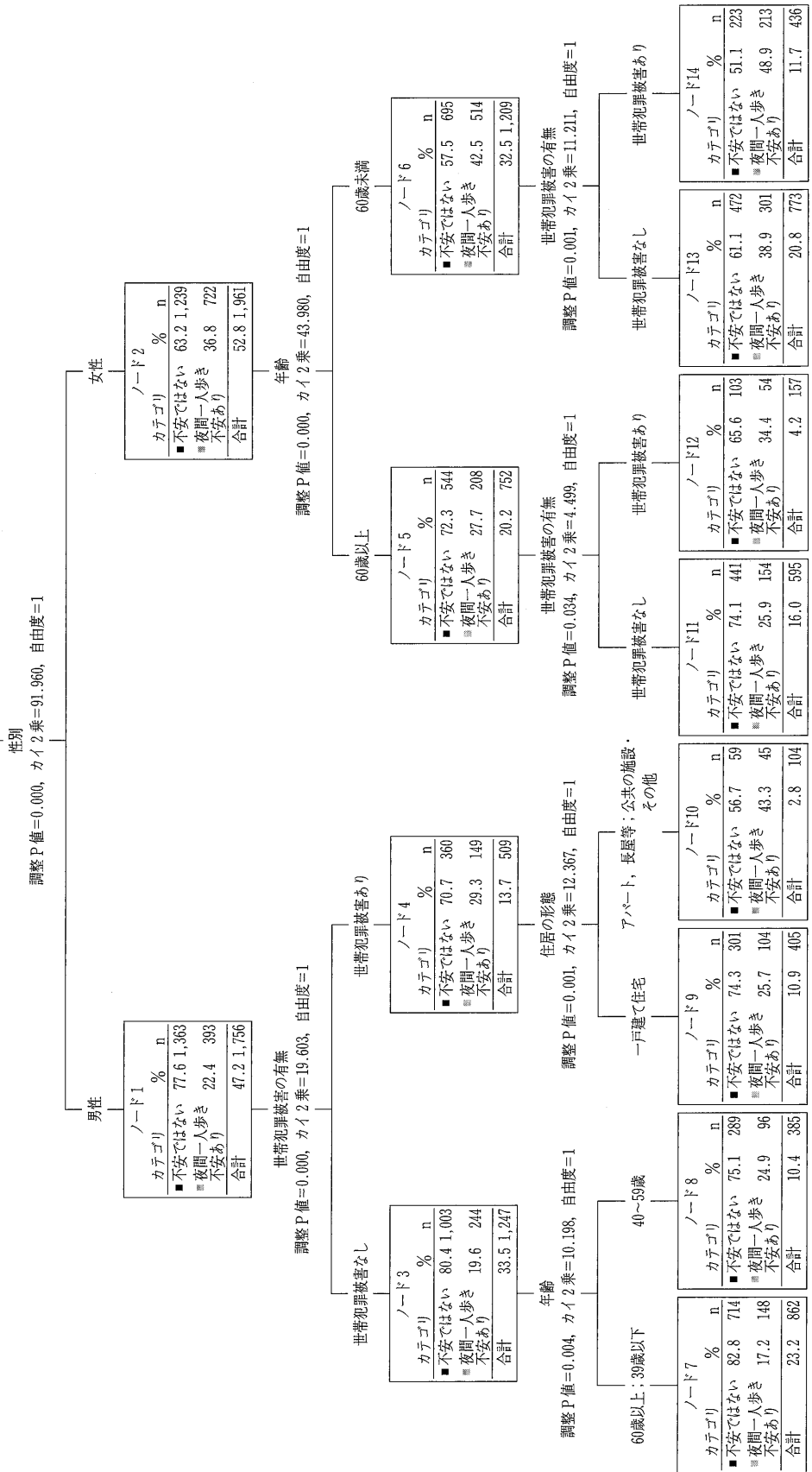
CHAID分析においても、「夜間の一人歩きに対する不安」及び「自宅に夜間一人でいることへの不安」については、性別が最も影響を与える変数である（4-1-4-4図、4-1-4-5図）。夜間の一人歩きに不安を感じる人の比率が高いのは、「60歳未満の女性で世帯犯罪被害に遭った」人であった（48.9%が不安と回答。）。自宅に夜間一人でいることに不安を感じる人の比率が高いのは、「女性で世帯犯罪被害に遭った」人（21.1%が不安と回答。）であった。「不法侵入の不安」については、年齢が最も影響を与える変数となり（60歳未満が不安を感じやすい。）、60歳未満のうち「一戸建て住宅」に居住し、世帯犯罪被害に遭ったことがある人に「不法侵入の不安」を感じる人の比率が最も高かった（61.6%が不安と回答。）（4-1-4-6図）。

4-1-4-4 夜間の一人歩きに対する不安

夜間一人歩き不安

カテゴリー	%	n
不安ではない	70.0	2,602
夜間一人歩き不安あり	30.0	1,115
合計	100.0	3,717

不安ではない
夜間一人歩き不安あり



カテゴリー	%	n
不安ではない	63.2	1,239
夜間一人歩き不安あり	36.8	722
合計	52.8	1,961

カテゴリー	%	n
不安ではない	80.4	1,003
夜間一人歩き不安あり	19.6	244
合計	33.5	1,247

カテゴリー	%	n
不安ではない	70.7	360
夜間一人歩き不安あり	29.3	149
合計	13.7	509

カテゴリー	%	n
不安ではない	72.3	544
夜間一人歩き不安あり	27.7	208
合計	20.2	752

カテゴリー	%	n
不安ではない	74.1	441
夜間一人歩き不安あり	25.9	154
合計	16.0	595

カテゴリー	%	n
不安ではない	65.6	103
夜間一人歩き不安あり	34.4	54
合計	4.2	157

カテゴリー	%	n
不安ではない	61.1	472
夜間一人歩き不安あり	38.9	301
合計	20.8	773

カテゴリー	%	n
不安ではない	57.5	695
夜間一人歩き不安あり	42.5	514
合計	32.5	1,209

カテゴリー	%	n
不安ではない	82.8	714
夜間一人歩き不安あり	17.2	148
合計	23.2	862

カテゴリー	%	n
不安ではない	75.1	289
夜間一人歩き不安あり	24.9	96
合計	10.4	385

カテゴリー	%	n
不安ではない	74.3	301
夜間一人歩き不安あり	25.7	104
合計	10.9	405

カテゴリー	%	n
不安ではない	56.7	59
夜間一人歩き不安あり	43.3	45
合計	2.8	104

カテゴリー	%	n
不安ではない	74.1	441
夜間一人歩き不安あり	25.9	154
合計	16.0	595

カテゴリー	%	n
不安ではない	65.6	103
夜間一人歩き不安あり	34.4	54
合計	4.2	157

カテゴリー	%	n
不安ではない	61.1	472
夜間一人歩き不安あり	38.9	301
合計	20.8	773

カテゴリー	%	n
不安ではない	51.1	223
夜間一人歩き不安あり	48.9	213
合計	11.7	436

4-1-4-5 図 自宅に夜間一人でいることの不安

夜間自宅1人滞在不安

- 不安ではない
- 夜間自宅1人不安あり

ノード0		
カテゴリ	%	n
■ 不安ではない	86.2	3,204
■ 夜間自宅1人不安あり	13.8	513
合計	100.0	3,717

性別

調整P値=0.000, カイ2乗=51.520, 自由度=1

男性

女性

ノード1		
カテゴリ	%	n
■ 不安ではない	90.5	1,589
■ 夜間自宅1人不安あり	9.5	167
合計	47.2	1,756

ノード2		
カテゴリ	%	n
■ 不安ではない	82.4	1,615
■ 夜間自宅1人不安あり	17.6	346
合計	52.8	1,961

世帯犯罪被害の有無

調整P値=0.009, カイ2乗=6.903, 自由度=1

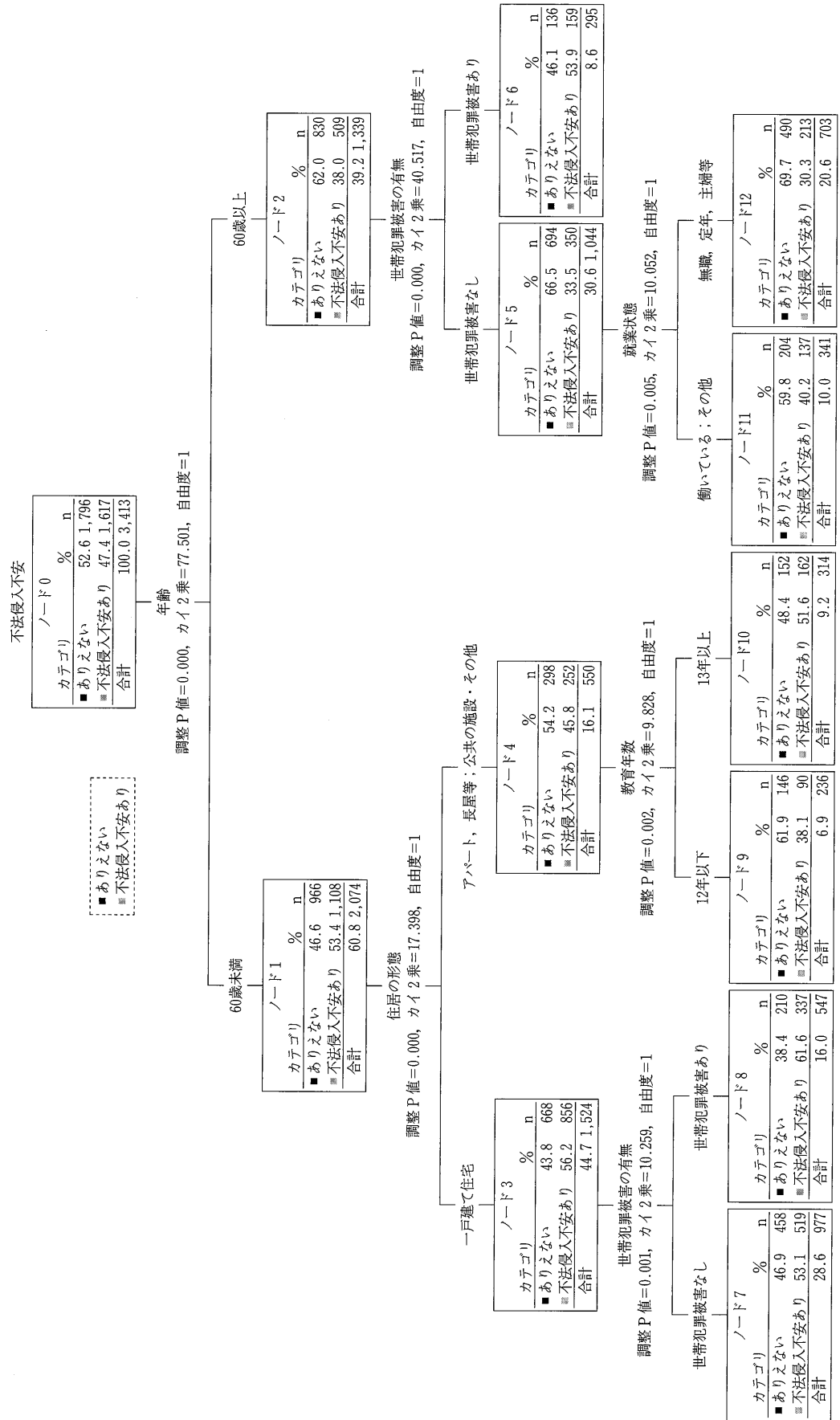
世帯犯罪被害なし

世帯犯罪被害あり

ノード3		
カテゴリ	%	n
■ 不安ではない	83.8	1,147
■ 夜間自宅1人不安あり	16.2	221
合計	36.8	1,368

ノード4		
カテゴリ	%	n
■ 不安ではない	78.9	468
■ 夜間自宅1人不安あり	21.1	125
合計	16.0	593

4-1-4-6 図 不法侵入の不安



2 日本全国の治安に対する認識

ロジスティック回帰分析の結果、日本全国の治安について、①個人犯罪被害に遭った人、②「無職・定年・主婦等」（「学生」と比較）、③「一戸建て住宅」に居住する人（「アパート・長屋等」と比較）、④女性、⑤世帯犯罪被害に遭った人が、治安が「悪い」と認識する傾向がある（4-1-4-7表）。特に住居形態や就業状況については、実際の犯罪被害の傾向（一部の被害態様では、「アパート・長屋等」に居住する人、「学生」の方が犯罪被害に遭う可能性が高いことを示している。）と逆の認識を示していることが分かる。

CHAID分析で見ると、治安に対する認識に最も影響を与えるものとして、性別が挙げられている（4-1-4-8図）。「女性で個人犯罪被害に遭っている」人に治安を悪いと認識する人の比率が高い。また、女性で個人犯罪被害に遭っていない人の中では、「働いている」人、「主婦」及び「無職」の人などの方が、学生よりも治安が悪いと思っている比率が高い。逆に「40歳以上の男性で単身世帯」の人では、治安が良いと認識している人が多い。

4-1-4-7表 日本全国の治安に対する認識

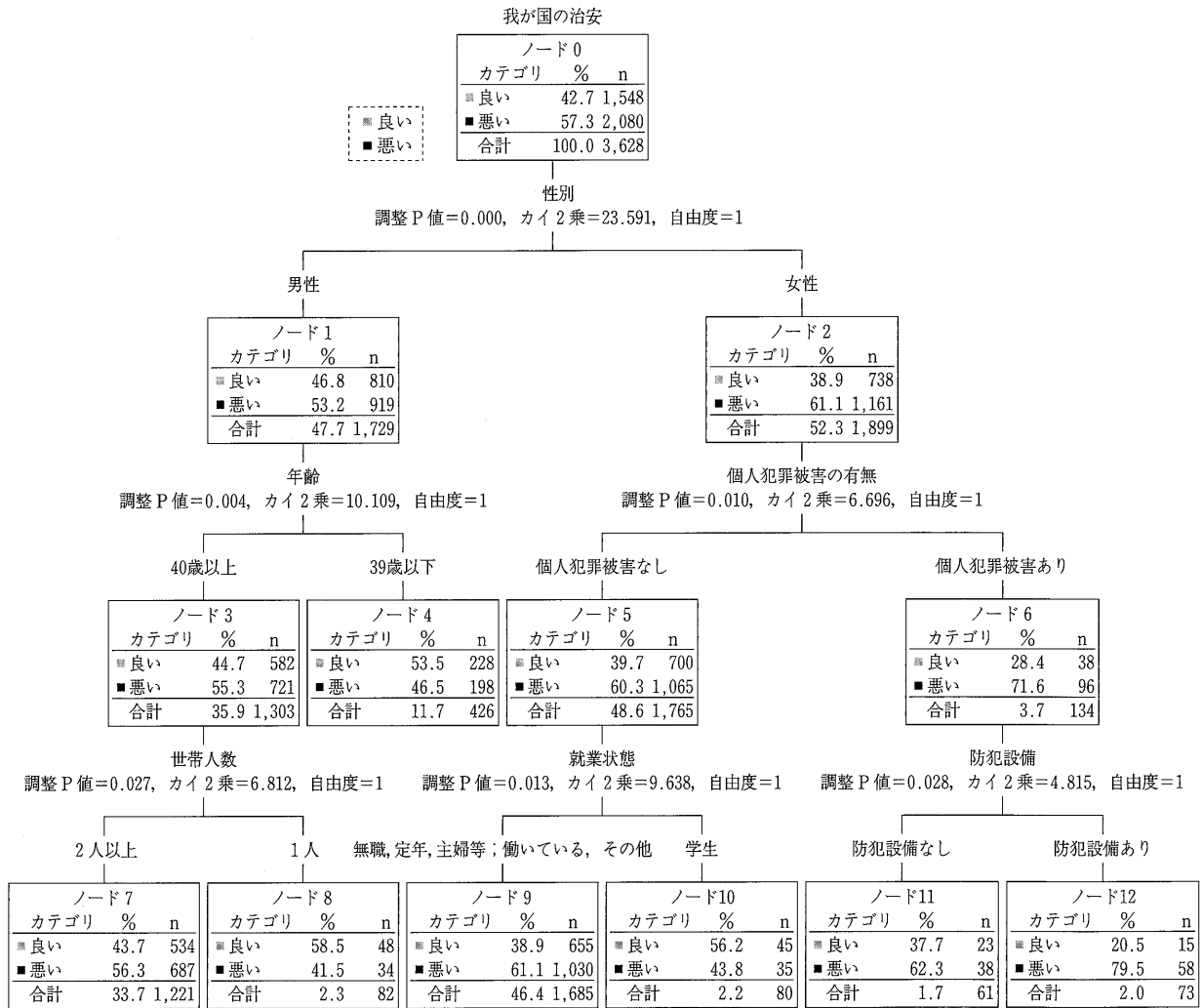
説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準 誤差	Wald 統計量	有意 確率	オッズ 比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート・長屋等)	0.294	0.087	11.399	0.001	1.342	1.131	1.591
性別	女 / (男)	0.277	0.071	15.110	0.000	1.319	1.147	1.517
就業状況	働いている / (無職・定年・主婦等)	-0.063	0.076	0.687	0.407	0.939	0.809	1.090
	学生 / (無職・定年・主婦等)	-0.716	0.162	19.662	0.000	0.489	0.356	0.671
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.153	0.077	3.978	0.046	1.166	1.003	1.356
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.514	0.165	9.671	0.002	1.672	1.209	2.312
	定数	-0.087	0.106	0.680	0.409	0.917		

注 1 「住居形態」については、公共の施設などは分析から除外している。

2 分析に使用したケース数は、3,462件である。

3 「都市規模」、「世帯人数」、「防犯設備」、「年齢」、「婚姻状況」、「教育年数」及び「夜間外出頻度」は、モデルに採用されなかった。

4-1-4-8 図 日本全国の治安に対する認識

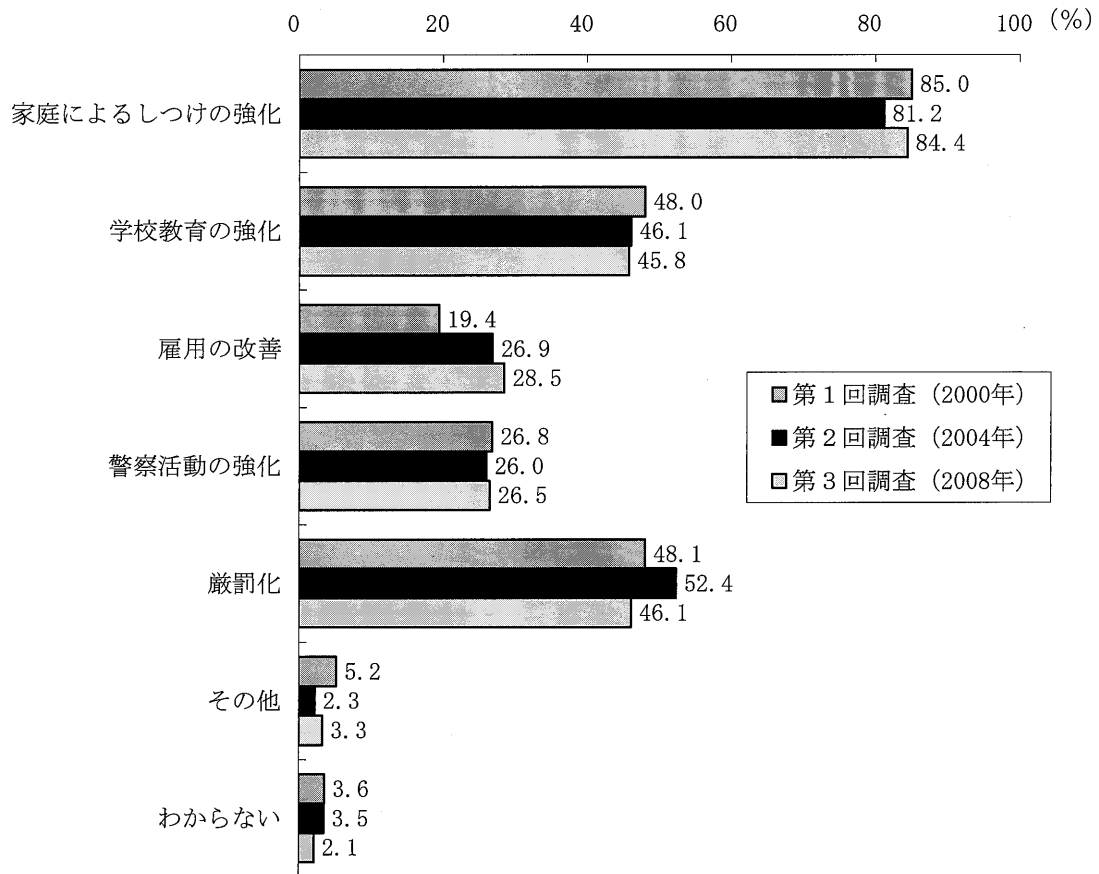


第2章 青少年犯罪対策に関する意見

近年、日本においては、実数は少ないものの、青少年による重大犯罪が社会の耳目をしょう動させることがあり、2000年及び2007年の少年法等改正を経て、少年に関する制度の整備が図られてきた。

本調査では、継続的に、青少年による犯罪を減らすために最も効果的だと思われる措置等について調査してきた。その措置等に関して、最大3つまでの複数選択回答を求めた結果が4-2-1図（3回の調査の経年比較）及び4-2-2表である。

4-2-1図 青少年犯罪対策に関する意見



4-2-2表 青少年犯罪対策に関する意見

① 男女別

区分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
男性	1,446 (82.3)	893 (50.9)	497 (28.3)	465 (26.5)	776 (44.2)	62 (3.5)	28 (1.6)	1,756
女性	1,692 (86.3)	808 (41.2)	562 (28.7)	520 (26.5)	939 (47.9)	60 (3.1)	50 (2.5)	1,961
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

② 年齢層別

区分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
39歳以下	801 (82.0)	435 (44.5)	257 (26.3)	289 (29.6)	528 (54.0)	18 (1.8)	12 (1.2)	977
40～59歳	1,087 (87.5)	563 (45.3)	427 (34.4)	336 (27.1)	595 (47.9)	51 (4.1)	11 (0.9)	1,242
60歳以上	1,250 (83.4)	703 (46.9)	375 (25.0)	360 (24.0)	592 (39.5)	53 (3.5)	55 (3.7)	1,498
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

③ 就業状況別

区分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
働いている	1,832 (86.3)	990 (46.6)	648 (30.5)	538 (25.3)	1,030 (48.5)	72 (3.4)	21 (1.0)	2,124
主婦・主夫	582 (86.7)	282 (42.0)	188 (28.0)	178 (26.5)	313 (46.6)	19 (2.8)	16 (2.4)	671
無職・定年	544 (79.9)	326 (47.9)	161 (23.6)	178 (26.1)	254 (37.3)	27 (4.0)	36 (5.3)	681
学生	154 (76.2)	86 (42.6)	50 (24.8)	82 (40.6)	96 (47.5)	2 (1.0)	5 (2.5)	202
その他	26 (66.7)	17 (43.6)	12 (30.8)	9 (23.1)	22 (56.4)	2 (5.1)	0 (0.0)	39
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

④ 婚姻関係別

区分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
独身	546 (79.0)	310 (44.9)	185 (26.8)	212 (30.7)	346 (50.1)	15 (2.2)	15 (2.2)	691
既婚・同棲	2,308 (86.4)	1,246 (46.6)	784 (29.4)	692 (25.9)	1,216 (45.5)	94 (3.5)	40 (1.5)	2,671
離婚・別居	100 (84.0)	46 (38.7)	47 (39.5)	25 (21.0)	57 (47.9)	4 (3.4)	2 (1.7)	119
配偶者死亡	174 (77.7)	94 (42.0)	42 (18.8)	54 (24.1)	88 (39.3)	9 (4.0)	21 (9.4)	224
計	3,128	1,696	1,058	983	1,707	122	78	3,705

⑤ 教育年数別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
12年未満	624 (79.0)	340 (43.0)	175 (22.2)	190 (24.1)	297 (37.6)	20 (2.5)	47 (5.9)	790
12年	1,242 (86.4)	667 (46.4)	408 (28.4)	381 (26.5)	687 (47.8)	44 (3.1)	16 (1.1)	1,438
13～15年	513 (87.1)	285 (48.4)	187 (31.7)	163 (27.7)	305 (51.8)	22 (3.7)	3 (0.5)	589
16年以上	580 (87.1)	308 (46.2)	232 (34.8)	163 (24.5)	315 (47.3)	33 (5.0)	5 (0.8)	666
計	2,959	1,600	1,002	897	1,604	119	71	3,483

⑥ 夜間外出頻度別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
週1回以上	717 (81.5)	412 (46.8)	245 (27.8)	252 (28.6)	454 (51.6)	28 (3.2)	16 (1.8)	880
少なくとも 月1回	645 (86.7)	354 (47.6)	228 (30.6)	188 (25.3)	374 (50.3)	21 (2.8)	5 (0.7)	744
月1回未満	839 (89.4)	440 (46.9)	283 (30.1)	260 (27.7)	401 (42.7)	32 (3.4)	10 (1.1)	939
まったく 外出しない	920 (81.7)	485 (43.1)	292 (25.9)	278 (24.7)	475 (42.2)	40 (3.6)	44 (3.9)	1,126
計	3,121	1,691	1,048	978	1,704	121	75	3,689

⑦ 都市規模別

区分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
政令指定都市	720 (82.7)	379 (43.5)	258 (29.6)	253 (29.0)	429 (49.3)	25 (2.9)	13 (1.5)	871
人口10万人超	1,343 (85.1)	724 (45.9)	472 (29.9)	406 (25.7)	725 (45.9)	54 (3.4)	34 (2.2)	1,578
人口10万人以下	1,075 (84.8)	598 (47.2)	329 (25.9)	326 (25.7)	561 (44.2)	43 (3.4)	31 (2.4)	1,268
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

⑧ 住居形態別

区分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
アパート／マンション	526 (83.0)	273 (43.1)	186 (29.3)	160 (25.2)	309 (48.7)	17 (2.7)	5 (0.8)	634
テラスハウス・長屋	68 (82.9)	32 (39.0)	28 (34.1)	21 (25.6)	34 (41.5)	6 (7.3)	5 (6.1)	82
一戸建て住宅	2,513 (84.8)	1,377 (46.4)	834 (28.1)	791 (26.7)	1,361 (45.9)	97 (3.3)	68 (2.3)	2,965
公共の施設(病院, 老人ホーム)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2
その他	29 (85.3)	18 (52.9)	11 (32.4)	12 (35.3)	10 (29.4)	2 (5.9)	0 (0.0)	34
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

⑨ 世帯人数別

区 分	親による厳しいしつけ／より良い子育て／法律の尊重を教える家庭教育	学校でのより厳しいしつけ／より良い教育	貧困を減らす／雇用を増やす	より良い警察活動／警察官の増員	犯罪(非行)に対する対処を厳しくする	その他	わからない	計
1人	220 (80.3)	125 (45.6)	78 (28.5)	61 (22.3)	127 (46.4)	8 (2.9)	9 (3.3)	274
2人	808 (86.5)	433 (46.4)	250 (26.8)	227 (24.3)	395 (42.3)	27 (2.9)	18 (1.9)	934
3人	707 (83.5)	375 (44.3)	268 (31.6)	241 (28.5)	379 (44.7)	27 (3.2)	17 (2.0)	847
4人	704 (85.5)	367 (44.6)	244 (29.6)	222 (27.0)	401 (48.7)	26 (3.2)	16 (1.9)	823
5人以上	699 (83.3)	401 (47.8)	219 (26.1)	234 (27.9)	413 (49.2)	34 (4.1)	18 (2.1)	839
計	3,138	1,701	1,059	985	1,715	122	78	3,717

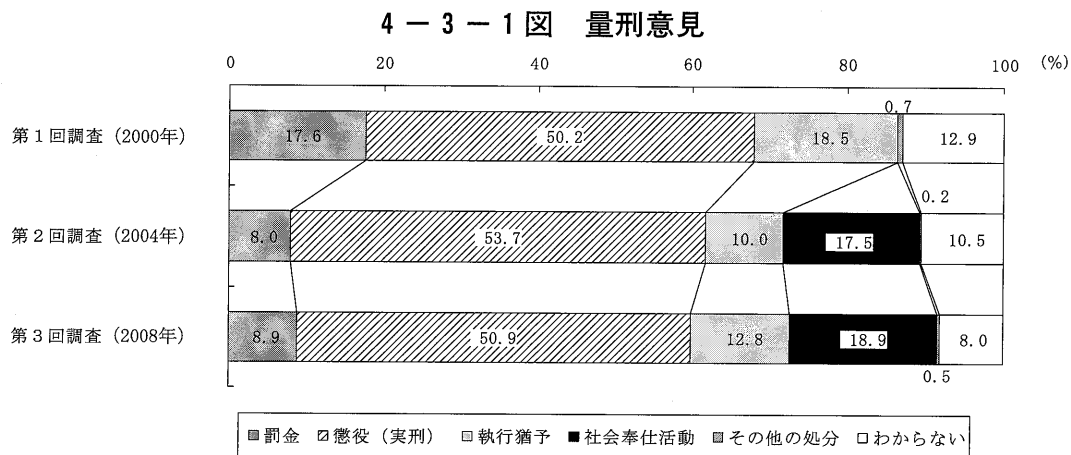
経年変化を見ると(4-2-1図), 第1位と第2位は, しつけの強化と厳罰化であり, 前2回の調査と順位の変更はない。しかし, 今回は, 第2回と比べて厳罰化が6.3ポイント減少し, 第3位の学校教育の強化との差が0.4ポイントに縮小した。また, 第4位は, 雇用の改善であり, 前回に続いて警察活動の強化を上回った。雇用の改善は, これまで3回の調査において一貫して増加しており, 厳罰化の減少とも相まって, 単なる締め付けではなく, 定職に就くことなど, 青少年を取り巻く環境の実質的な改善が, 青少年犯罪の減少に効果的であるとの考え方が徐々に浸透してきたものと考えられる。

今回の調査結果について特徴的な点を概観すると(4-2-2表), 年齢層では, 40~59歳の働き盛りの層において, 雇用の改善の支持率が他の年齢層に比べて高い(34.4%)。厳罰化については, 39歳以下の層が最も厳しく(54.0%), 以後加齢とともに, 厳罰化の支持率は低下する。教育年数との関係では, 厳罰化について12年以上の層とそれ未満の層で相違が見られ, 前者では, ほぼ半数が厳罰化を支持している。それ以外の調査区分と意見との関係で, 顕著な違いが見られたものはなかった。

第3章 量刑に関する意見

本調査では、継続的に、市民の犯罪者に対する処遇の意識について、具体的な設例を示して、それに対する刑事処分の在り方を調査してきた。設例の内容は、「21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」となっている。

経年変化を見ると（4-3-1図）、今回は、実刑を選択した者が2.8ポイント減少し、他方、実刑以外の処分である罰金、執行猶予、社会奉仕活動を選択した者が増えた。特に、社会奉仕活動については、諸外国で広く普及しているが現在の日本の法制度には導入されていないものの、処分の選択肢として選んだ回答者が18.9%とほぼ5人に1人となっている点が注目される。



注 2000年調査においては、「社会奉仕活動」は選択肢に入っていない。

今回の調査結果について、以下、属性別及び属性間関係で特徴的な点を概観する（4-3-2表及び4-3-6図）。

まず、属性間関係で特徴的な点は、①39歳以下で、無職等であり、13年以上の教育歴の者は、実刑を選択した者が統計上有意に多い。②また、40～59歳で、人口10万人超の都市居住者であり、男性の場合、同様に実刑を選択した者が統計上有意に多い。③他方、60歳以上で、女性の場合、実刑を選択した者が統計上有意に少ない（4-3-6図）。

属性別に見た特徴は、次のとおりである（4-3-2表）。

- ① 男女別では、実刑を選択した者に差はなかったが、「わからない」とした者については、女性の方が統計上有意多かった。
- ② 年齢層では、60歳以上の層において、実刑を選択した者が、それ以外の年齢層に比

べて統計上有意に少なく、罰金及び社会奉仕活動を選択した者が、それ以外の年齢層に比べて統計上有意に多い。39歳以下の層では、60歳以上の層と逆の傾向が見られ、実刑を選択した者が統計上有意に多い。39歳以下の層の厳罰化傾向は、青少年犯罪対策における意見において、この年齢層に最も厳罰化の意見が多かったのと同じ傾向である。

- ③ 就業状態との関係では、働いている層に、実刑を選択した者が統計上有意に多く、罰金を選択した者が統計上有意に少ない。
- ④ 婚姻関係別では、独身の者に、実刑を選択した者が、既婚・同棲では社会奉仕を選択した者が、それぞれ統計上有意多く、配偶者死亡の場合、実刑を選択した者が、統計上有意に少ない。
- ⑤ 教育年数との関係では、12年未満の層において、実刑を選択した者が、それ以外の層に比べて統計上有意に少なく、罰金を選択した者が、統計上有意に多い。
- ⑥ 夜間外出頻度との関係では、週1回以上外出する者に、実刑を選択した者が多く、まったく外出しない者では、逆に実刑を選択した者が少ない（いずれも統計上有意）。この理由の解釈としては、前記のように、39歳以下で働いている層に、実刑を選択した者が統計上有意に多く、これらの者の生活形態としては週1回以上外出する者と重なり合う部分が少なくないと考えられることから、夜間外出頻度の高い者は、自分の安全に対して敏感である上、もともと実刑を支持しているので、厳罰化による治安維持を希望しているのではないかと考えられる。
- ⑦ 都市規模との関係では、人口10万人超の都市居住者において、社会奉仕を選択した者が、若干多い傾向が見られる。
- ⑧ 住居形態との関係では、実刑を選択した者が、アパート・マンション居住者では、統計上有意に多く、一戸建て住宅居住者では、逆に統計上有意に少ない。
- ⑨ 世帯人数との関係では、世帯人数4人の世帯において、実刑を選択した者が、統計上有意に多い。

4-3-2表 量刑意見

① 男女別

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
男性	175 (10.0) [2.3]	907 (51.7) [0.8]	225 (12.8) [-0.0]	346 (19.7) [1.2]	9 (0.5) [0.5]	94 (5.4) [-5.7]	1,756 (100.0)	$\chi^2(5)=36.379$ $p=0.000^{**}$
女性	154 (7.9) [-2.3]	986 (50.3) [-0.8]	252 (12.9) [0.0]	356 (18.2) [-1.2]	8 (0.4) [-0.5]	205 (10.5) [5.7]	1,961 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり，[]内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

② 年齢層別

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
39歳以下	82 (8.4) [-0.6]	574 (58.8) [5.7]	142 (14.5) [1.9]	131 (13.4) [-5.1]	3 (0.3) [-0.8]	45 (4.6) [-4.6]	977 (100.0)	(m) $p=0.000^{**}$
40～59歳	83 (6.7) [-3.3]	672 (54.1) [2.7]	159 (12.8) [-0.0]	258 (20.8) [2.1]	5 (0.4) [-0.4]	65 (5.2) [-4.5]	1,242 (100.0)	
60歳以上	164 (10.9) [3.7]	647 (43.2) [-7.8]	176 (11.7) [-1.6]	313 (20.9) [2.6]	9 (0.6) [1.1]	189 (12.6) [8.4]	1,498 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

③ 就業状況別

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
働いている	161 (7.6) [-3.2]	1,149 (54.1) [4.5]	284 (13.4) [1.1]	421 (19.8) [1.7]	6 (0.3) [-1.8]	103 (4.8) [-8.3]	2,124 (100.0)	(m) p=0.000**
主婦・主夫	50 (7.5) [-1.4]	326 (48.6) [-1.3]	90 (13.4) [0.5]	121 (18.0) [-0.6]	3 (0.4) [-0.0]	81 (12.1) [4.2]	671 (100.0)	
無職・定年	84 (12.3) [3.5]	285 (41.9) [-5.2]	73 (10.7) [-1.8]	131 (19.2) [0.3]	8 (1.2) [3.1]	100 (14.7) [7.0]	681 (100.0)	
学生	29 (14.4) [2.8]	113 (55.9) [1.5]	25 (12.4) [-0.2]	22 (10.9) [-3.0]	0 (0.0) [-1.0]	13 (6.4) [-0.9]	202 (100.0)	
その他	5 (12.8) [0.9]	20 (51.3) [0.0]	5 (12.8) [-0.0]	7 (17.9) [-0.2]	0 (0.0) [-0.4]	2 (5.1) [-0.7]	39 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

④ 婚姻関係別

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
独身	67 (9.7) [0.8]	379 (54.8) [2.3]	97 (14.0) [1.1]	103 (14.9) [-3.0]	2 (0.3) [-0.7]	43 (6.2) [-2.0]	691 (100.0)	(m) p=0.000**
既婚・同棲	228 (8.5) [-1.2]	1,359 (50.9) [-0.0]	347 (13.0) [0.5]	528 (19.8) [2.2]	14 (0.5) [0.9]	195 (7.3) [-2.7]	2,671 (100.0)	
離婚・別居	6 (5.0) [-1.5]	69 (58.0) [1.6]	12 (10.1) [-0.9]	26 (21.8) [0.8]	0 (0.0) [-0.8]	6 (5.0) [-1.2]	119 (100.0)	
配偶者死亡	28 (12.5) [2.0]	79 (35.3) [-4.8]	19 (8.5) [-2.0]	43 (19.2) [0.1]	1 (0.4) [-0.0]	54 (24.1) [9.1]	224 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,886 (50.9)	475 (12.8)	700 (18.9)	17 (0.5)	298 (8.0)	3,705 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑤ 教育年数別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
12年未満	99 (12.5) [4.7]	332 (42.0) [-5.5]	95 (12.0) [-0.9]	131 (16.6) [-2.3]	4 (0.5) [0.1]	129 (16.3) [9.6]	790 (100.0)	(m) p=0.000**
12年	115 (8.0) [-0.8]	744 (51.7) [1.1]	194 (13.5) [0.8]	277 (19.3) [-0.1]	5 (0.3) [-1.0]	103 (7.2) [-1.7]	1,438 (100.0)	
13～15年	34 (5.8) [-2.6]	326 (55.3) [2.5]	79 (13.4) [0.4]	119 (20.2) [0.6]	3 (0.5) [0.1]	28 (4.8) [-3.3]	589 (100.0)	
16年以上	47 (7.1) [-1.5]	362 (54.4) [2.1]	82 (12.3) [-0.5]	148 (22.2) [2.1]	5 (0.8) [1.1]	22 (3.3) [-5.0]	666 (100.0)	
計	295 (8.5)	1,764 (50.6)	450 (12.9)	675 (19.4)	17 (0.5)	282 (8.1)	3,483 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

5 学生を除く。

⑥ 夜間外出頻度別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
週1回以上	78 (8.9) [-0.1]	484 (55.0) [2.8]	130 (14.8) [2.0]	150 (17.0) [-1.7]	3 (0.3) [-0.6]	35 (4.0) [-5.0]	880 (100.0)	(m) p=0.000**
少なくとも 月1回	68 (9.1) [0.2]	391 (52.6) [1.0]	99 (13.3) [0.4]	149 (20.0) [0.8]	1 (0.1) [-1.5]	36 (4.8) [-3.5]	744 (100.0)	
月1回未満	77 (8.2) [-0.9]	469 (49.9) [-0.7]	117 (12.5) [-0.4]	188 (20.0) [1.0]	5 (0.5) [0.4]	83 (8.8) [1.2]	939 (100.0)	
まったく 外出しない	106 (9.4) [0.7]	534 (47.4) [-2.8]	128 (11.4) [-1.8]	212 (18.8) [-0.1]	8 (0.7) [1.5]	138 (12.3) [6.5]	1,126 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,878 (50.9)	474 (12.8)	699 (18.9)	17 (0.5)	292 (7.9)	3,689 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑦ 都市規模別

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
政令指定都市	74 (8.5) [-0.4]	452 (51.9) [0.7]	111 (12.7) [-0.1]	168 (19.3) [0.3]	4 (0.5) [0.0]	62 (7.1) [-1.1]	871 (100.0)	(m) p=0.072
人口10万人超	130 (8.2) [-1.1]	808 (51.2) [0.3]	193 (12.2) [-0.9]	324 (20.5) [2.2]	4 (0.3) [-1.6]	119 (7.5) [-1.0]	1,578 (100.0)	
人口10万人以下	125 (9.9) [1.6]	633 (49.9) [-0.9]	173 (13.6) [1.1]	210 (16.6) [-2.6]	9 (0.7) [1.6]	118 (9.3) [2.0]	1,268 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑧ 住居形態別

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
アパート/ マンション	40 (6.3) [-2.5]	363 (57.3) [3.5]	86 (13.6) [0.6]	112 (17.7) [-0.9]	2 (0.3) [-0.6]	31 (4.9) [-3.2]	634 (100.0)	(m) p=0.057
テラスハウス・ 長屋	7 (8.5) [-0.1]	38 (46.3) [-0.8]	7 (8.5) [-1.2]	17 (20.7) [0.4]	0 (0.0) [-0.6]	13 (15.9) [2.6]	82 (100.0)	
一戸建て住宅	279 (9.4) [2.4]	1,472 (49.6) [-3.1]	380 (12.8) [-0.1]	566 (19.1) [0.6]	15 (0.5) [0.9]	253 (8.5) [2.2]	2,965 (100.0)	
公共の施設 (病院, 老人 ホーム)	0 (0.0) [-0.4]	2 (100.0) [1.4]	0 (0.0) [-0.5]	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-0.1]	0 (0.0) [-0.4]	2 (100.0)	
その他	3 (8.8) [-0.0]	18 (52.9) [0.2]	4 (11.8) [-0.2]	7 (20.6) [0.3]	0 (0.0) [-0.4]	2 (5.9) [-0.5]	34 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

⑨ 世帯人数別

区 分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
1人	23 (8.4) [-0.3]	125 (45.6) [-1.8]	40 (14.6) [0.9]	46 (16.8) [-0.9]	1 (0.4) [-0.2]	39 (14.2) [3.9]	274 (100.0)	(m) p=0.039*
2人	80 (8.6) [-0.4]	465 (49.8) [-0.8]	118 (12.6) [-0.2]	182 (19.5) [0.5]	4 (0.4) [-0.2]	85 (9.1) [1.4]	934 (100.0)	
3人	70 (8.3) [-0.7]	429 (50.6) [-0.2]	101 (11.9) [-0.9]	179 (21.1) [1.9]	4 (0.5) [0.1]	64 (7.6) [-0.6]	847 (100.0)	
4人	71 (8.6) [-0.3]	448 (54.4) [2.3]	107 (13.0) [0.2]	134 (16.3) [-2.2]	4 (0.5) [0.1]	59 (7.2) [-1.0]	823 (100.0)	
5人以上	85 (10.1) [1.5]	426 (50.8) [-0.1]	111 (13.2) [0.4]	161 (19.2) [0.3]	4 (0.5) [0.1]	52 (6.2) [-2.2]	839 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 それぞれの区分において不詳の者を除く。

2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

3 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

4 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

次に、犯罪不安と量刑意見の関係について分析する（4-3-3表から3-5表）。

夜間の一人歩き不安と量刑意見の関係を見ると、とても安全、まあまあ安全とする者に、罰金を選択した者が統計上有意に多く、やや危ない、とても危ないとする者に実刑を選択した者が統計上有意に多い。しかし、夜間の一人歩き不安の程度とは関係なく、実刑を選択した者は、回答者の過半数を超えており(50.9%)、その意味で、犯罪不安の程度以上に実刑が選択される傾向が見られる。

4-3-3表 夜間一人歩きの不安と量刑意見

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
とても安全	39 (12.3) [2.3]	153 (48.3) [-1.0]	35 (11.0) [-1.0]	62 (19.6) [0.3]	1 (0.3) [-0.4]	27 (8.5) [0.3]	317 (100.0)	(m) p=0.000**
まあまあ安全	220 (9.6) [2.1]	1,100 (48.1) [-4.3]	303 (13.3) [1.0]	453 (19.8) [1.8]	13 (0.6) [1.3]	196 (8.6) [1.5]	2,285 (100.0)	
やや危ない	66 (6.8) [-2.7]	552 (56.6) [4.1]	129 (13.2) [0.4]	160 (16.4) [-2.3]	3 (0.3) [-0.8]	66 (6.8) [-1.7]	976 (100.0)	
とても危ない	4 (2.9) [-2.5]	88 (63.3) [3.0]	10 (7.2) [-2.0]	27 (19.4) [0.2]	- (0.0) [-0.8]	10 (7.2) [-0.4]	139 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり，[]内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

夜間自宅に一人でいることの不安を示す「夜間自宅一人の不安」と量刑意見との関係では、まあまあ安全とする者に、執行猶予を選択した者が統計上有意に多い。

4-3-4表 夜間自宅一人の不安と量刑意見

区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
とても安全	70 (10.1) [1.3]	374 (53.9) [1.7]	71 (10.2) [-2.3]	133 (19.2) [0.2]	2 (0.3) [-0.7]	44 (6.3) [-1.8]	694 (100.0)	(m) p=0.027*
まあまあ安全	228 (9.1) [0.7]	1,242 (49.5) [-2.5]	342 (13.6) [2.1]	481 (19.2) [0.6]	13 (0.5) [0.8]	204 (8.1) [0.3]	2,510 (100.0)	
やや危ない	28 (5.9) [-2.4]	257 (54.4) [1.6]	60 (12.7) [-0.1]	77 (16.3) [-1.5]	1 (0.2) [-0.8]	49 (10.4) [2.0]	472 (100.0)	
とても危ない	3 (7.3) [-0.3]	20 (48.8) [-0.3]	4 (9.8) [-0.6]	11 (26.8) [1.3]	1 (2.4) [1.9]	2 (4.9) [-0.7]	41 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

最後に、不法侵入の不安と量刑意見の関係では、あり得る、非常にあり得るとした者に、実刑を選択した者が統計上有意に多かった。他方、まずあり得ないとした者に、罰金を選択した者が統計上有意に多かった。

4-3-5表 不法侵入の不安と量刑意見

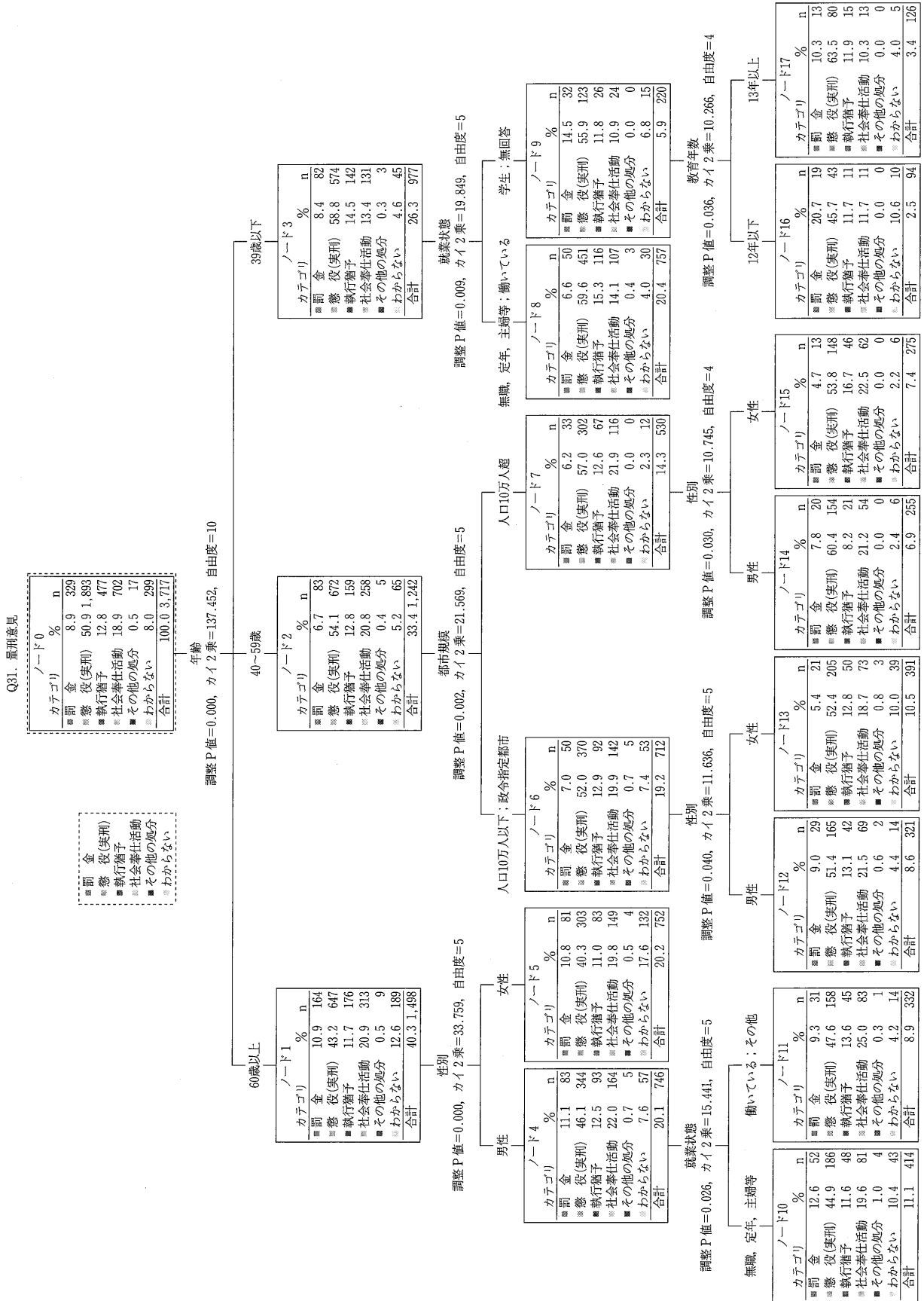
区分	罰金	懲役 (実刑)	執行猶予	社会奉仕 活動	その他の 処分	わからない	計	検定結果
非常に あり得る	7 (6.5) [-0.9]	70 (65.4) [3.0]	10 (9.3) [-1.1]	14 (13.1) [-1.6]	2 (1.9) [2.2]	4 (3.7) [-1.7]	107 (100.0)	(m) p=0.000**
あり得る	119 (7.9) [-1.7]	824 (54.6) [3.7]	188 (12.5) [-0.6]	313 (20.7) [2.4]	8 (0.5) [0.5]	58 (3.8) [-7.8]	1,510 (100.0)	
まず あり得ない	176 (9.8) [2.0]	855 (47.6) [-3.9]	246 (13.7) [1.5]	336 (18.7) [-0.3]	6 (0.3) [-1.1]	177 (9.9) [3.9]	1,796 (100.0)	
わからない	27 (8.9) [0.0]	144 (47.4) [-1.3]	33 (10.9) [-1.1]	39 (12.8) [-2.8]	1 (0.3) [-0.3]	60 (19.7) [7.8]	304 (100.0)	
計	329 (8.9)	1,893 (50.9)	477 (12.8)	702 (18.9)	17 (0.5)	299 (8.0)	3,717 (100.0)	

注 1 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2 検定結果欄における「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下でそれぞれ有意であることを示す。

3 検定結果欄の「m」はモンテカルロ法による算出であることを示す。

4-3-6図 量刑意見に関する決定木



お わ り に

今回の調査では、犯罪被害者等基本計画に基づいて、犯罪被害の実態をより詳細に調査するため、調査サンプル数を前2回の倍としたほか、性的事件については、初めて性別を問わず全員に被害調査を実施した。

その結果、性的事件については、75件(3,717人の2.0%)の被害が報告され、うち4件は、男性を被害者とするものであった。第2回調査が、女性のみを対象として27件(1,099人の2.5%)の被害報告であったのと比べて、被害率は減少しているが、被害報告数は増加し、被害の状況について、より詳細な情報が得られた。

また、暴行・脅迫の被害に関しては、今回の調査において、被害者の年齢と被害の態様から判断して高齢者虐待を推測させる事例や、被害者と加害者の関係、被害場所及び被害の態様から判断してドメスティック・バイオレンスを推測させる事例が見られた。これらは、いずれも暗数化しやすい犯罪の典型であり、それらについても、調査サンプル数の増加によって、ある程度の情報が得られるようになった。

犯罪被害全体については、日本国内を対象に法務省が4年ごとに実施している第1回調査(2000年)から今回まで、一貫して減少していることが確認された。しかし、回答者の犯罪不安は依然強く、第2回調査(2004年)より若干改善したものの、日本全体における治安に関する認識では、「悪い」とする者の比率が過半数を超えている。これが、具体的設例に対する処分を調査する「量刑に対する意見」において、過半数(50.9%)が実刑を選択するという厳罰化の要請の一つの背景となっていると推測される。しかし、日本は、英米独仏との比較において、主要な犯罪の人口10万人当たりの発生率は、過去一貫して低く(各年の犯罪白書「諸外国の犯罪動向との対比」参照)、日本国内を対象とした第1回調査及び第2回調査に対応するICVSの第4回及び第5回の調査結果を踏まえた国際比較においても、日本はほとんどの犯罪被害について、最も低いレベルにある。しかしながら、ICVSの調査結果を踏まえた国際比較における「量刑に対する意見」において日本はメキシコ(日本よりもはるかに犯罪被害率が高い)に次いで実刑を選択した者が多い(研究部報告39号、2008)。

このような犯罪不安の認識と現実の犯罪被害実態との乖離傾向については、ロジスティック回帰分析においても確認されている。例えば、居住地域における犯罪に対する不安の中で、「自宅に夜間一人でいること」、「不法侵入の不安」という自宅に関する犯罪不安については、「一戸建て住宅」に居住する人の方が、他の居住形態の人に比べ不安が高い。しかし、実際に世帯犯罪被害全体や自動車損壊、バイク・自転車盗、個人に対する窃盗の被害を受ける可能性は、「一戸建て住宅」よりも「アパート・長屋等」に居住している人の方が高い。このような逆転現象は、日本全国における治安に関する認識においても見られ

る。例えば、「一戸建て住宅」に居住する人、「無職・定年・主婦等」の人の方が、治安を「悪い」と認識する傾向が強いが、実際に犯罪被害に遭う可能性が高いのは、「アパート・長屋等」に居住する人、「学生」である。

以上をまとめると、このような認識と実態のずれによって、①日本における犯罪不安の高さや厳罰化志向が維持されている面が見られる一方で、②逆に実際に犯罪被害に遭う可能性が高い人が防犯対策や用心を十分にしない結果、更なる犯罪被害を受けている可能性も考えられる。①については、日本における犯罪被害の実態について、諸外国との比較も含めて市民への正確な情報提供を続けること、②については、犯罪被害を受けやすい人に対する対応強化による犯罪予防(target hardening)のための施策を考える場合、このような点に配慮した重点の置き方の調整が検討される必要がある。

一般国民を対象とした調査は、種々の事情により、年々難しくなっている。犯罪被害実態（暗数）調査についても、第1回から今回まで、有効回収率は一貫して低下している。今回は、その点を予想して、インターネットや雑誌等による事前広報に力を注いだほか、調査対象者本人に対しても、予告文書の送付、及び調査員の訪問時に、調査の意義・内容・過去の調査結果の概要に関する説明資料の配付等を充実させるなど、限られた予算の中で有効回収率の維持に最大限の工夫を凝らした。犯罪被害実態（暗数）調査は、本書冒頭で述べた英米のように、できるだけ大規模でかつ定期的（現在、英米ともに毎年実施している。）に実施することが、認知件数統計との比較において重要である。

今後も、日本における犯罪被害実態（暗数）調査が継続的に実施され、本書で一端を紹介した点等も含めて、効果的な刑事政策に有用な資料を提供し続けることができることを願っている。